

○久城委員長

ただいまから防災地域建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、土木部、企業局、防災部、地域振興部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので御承知ください。ですが、本日中に終わりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

○今岡土木部長

土木部長の今岡でございます。久城委員長、野津副委員長様はじめまして、皆様方には、平素より土木行政の推進につきまして、格別な御指導、御鞭撻を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

本日は、条例案3件、一般事件案2件、予算案1件の御審議をいただくほか、報告事項といたしまして5件を予定しております。内容につきましては、後ほど担当課長より説明のほうをさせていただきます。

今後とも引き続きまして、土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、早速、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました土木部に係る議案は、条例案3件、一般事件案2件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第83号議案、第89号議案及び第90号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとしますので、それでは、順次説明をお願いします。

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

私からは、1ページ、第83号議案、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に関する島根県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、盛土規制法の概要について、改めて御説明申し上げます。

2ページめくって、参考を御覧ください。1、法の概要でございます。令和3年7月、死者28名、被害家屋98棟の被害が生じました、静岡県熱海市での不法盛土による大規模土石流災害を発端として、旧宅地造成等規制法が改正され、いわゆる盛土規制法が施行されました。この盛土規制法は、区域を指定し、一定規模以上の盛土に対し許可等を必要とする規制を行うものでございます。

具体的には、3ページを御覧ください。資料1-1、上段の図を御覧ください。指定する区域は2種類でございます。赤の、市街地や集落などにおいて盛土等を行われれば危険

なエリア、これを宅地造成等工事規制区域、いわゆる宅造区域、青の、市街地からは離れていますが、盛土が行われれば危険なエリアを特定盛土等規制区域、いわゆる特盛区域となっております。

次に、5 ページを御覧ください。予定しております県内の区域についてお示ししております。赤が宅造区域でございます。人口集中区域、D I D 地区と重なっております。一方、緑がそれ以外で、特盛区域となっております。なお、中核市の松江市は独自で指定されるなど、今回の対象外となっております。

次に、4 ページにお戻りください。中段の図を御覧ください。許可等の対象となる規模についてお示ししております。2 段となっておりますが、上段が恒久的な盛土、下段が一時的な盛土となっております。赤の数字、これが宅造区域における規模、青の数字が特盛区域における規模を示してございます。

次に、2 ページにお戻りいただきまして、2 ポツ、(2) を御覧ください。今回、パブリックコメントを実施しております。結果、意見がゼロでございました。このため、周知不足が懸念されますので、予定します事業者向け等の説明会のほかに、様々な機会を捉えて、関係者へ丁寧に説明を行う必要があると考えてございます。

その下、(3) 今後の予定でございます。現在、関係市町村へ意見聴取を実施しております。その後、県内各所での説明会を経て、意見聴取等で特段の対応の必要がなければ、本年10月1日、区域を指定する告示を行いまして、運用を開始したいと考えてございます。

最後に、1 ページにお戻りいただきまして、今回の改正の内容でございます。今回、新たに定める盛土規制法に基づく許可申請に係る手数料は、下表のとおりとなっております。左端に面積をお示ししております。それに対応します、中ほどの恒久的な盛土、さらに右端、一時的な盛土、この2種類の料金をお示ししております。

私からは以上でございます。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

続きまして、同じく第83号議案、手数料条例の改正のうち、宅地建物取引業法関係についてです。委員会資料は6 ページです。

宅建業法における知事免許の申請につきまして、オンラインでの申請受付を開始することといたしまして、この手数料2万6,500円を追加するものでございます。条例上は、電子情報処理組織を使用する方法と定めております。この追加する額は、国が定める標準額でございます。オンライン化の運用開始は、本年10月1日としておりまして、改正施行日も同日としております。追って、不動産関係団体等を通じまして、本件の周知を図ってまいります。

私からは以上です。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

私からは、7 ページ、第89号議案、島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設

の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、1 ポツ、改正の概要でございます。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴う改正、いわゆる条ずれでございます。

次に、改正の内容でございますが、条ずれいたしますところは、2 ポツの、引用する施行令第21条が22条になったため、改正を行うものでございます。

具体的な内容としましては、下段の参考を御覧ください。まず、今回改正を行う条例でございますが、概要としまして、県立都市公園において公園の特定施設を整備する際、その幅員等の設置基準を定めるものでございます。これは、地方分権改革一括法の施行に伴い、地方が定めることとなり、平成25年3月に施行されたものでございます。

次に、条例を改正する箇所、内容でございますが、8 ページを御覧くださいませ。条例3条の(6)、下線部分のところでございます。点字ブロックとか線状ブロックの、そのうちの線状ブロックでございます。この部分でございます。さらに、引用する令、国の令第21条2項1号の内容でございますが、同じく8 ページの下段、2 の一の下線部分のところでございます。これは、線状ブロックの細かな仕様について規定しておるところでございます。

恐縮ですが、7 ページに戻っていただきまして、最後に、(3) の施行期日でございますが、公布日から施行するものとして、今議会終了直近の県報発行予定日、7月11日を予定しているところでございます。

私からは以上でございます。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

私からは、9 ページの第90号議案について説明したいと思います。島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例ということです。

まず、1、改正の概要についてです。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正により、島根県が徴収する建築確認申請手数料等について改正を行い、令和7年4月1日付で施行しているところですが、国の技術的助言を踏まえ、完了検査に係る手数料について改正する必要がありました。

条例の内容としては、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条1項に規定する建設住宅性能評価の検査を受けて合格した場合、完了検査における省エネ基準の検査を不要とし、省エネに係る完了検査の加算手数料を免除する規定を追加するということです。

下図の参考、建築確認・検査手続の流れを御覧ください。上段が通常の流れ、下段が改正の流れを記載しております。上段は、工事が終わった後、完了検査申請書を提出いただき、完了検査を行います。完了検査の項目は、建築基準法適合の検査と省エネ基準適合検査の2項目を行います。下段は、住宅性能表示制度を活用した場合です。工事の流れは上段と同じですが、検査が変わってきます。工事が終わった後、建設住宅性能評価（検査報告書）を提出していただければ、完了検査については建築基準法適合検査のみとなり、省エネ基準適合検査は不要となります。省エネに係る完了検査の手数料が免除となるということです。

施行期日としては、公布日より行いたいと考えております。以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

条例案３件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。第８３号議案、第８９号議案及び第９０号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

異議なしと認めます。よって、第８３号議案、第８９号議案及び第９０号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第１号議案のうち関係分及び承認第４号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料の１０ページをお願いいたします。承認第１号議案、これは、本年３月３１日に専決処分を行いました令和６年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分並びに承認第４号議案、令和６年度島根県営住宅特別会計補正予算につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

まず、１の一般会計につきましては、（１）の表の補正額の合計欄にございますとおり、総額１１億４，８００万円余を減額補正するものでございます。

補正の内容でございますが、（３）のとおり、道路の除雪費に対する国の補助金の追加配分による増額並びに、災害の発生に備えてあらかじめ確保しておりました枠予算の未執行などによります減額でございます。

次に、２の特別会計につきましては、建築住宅課の県営住宅特別会計におきまして２，１００万円余を減額するもので、これは事業の実績確定による減額でございます。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案２件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。承認第１号議案のうち関係分及び承認第４号議案について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

異議なしと認めます。よって、承認第１号議案のうち関係分及び承認第４号議案については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第９５号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料の１１ページをお願いいたします。第９５号議案、令和７年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえた報酬の改定に伴う補正で、収用委員会の委員の報酬額の改定によりまして、２の表のとおり、用地対策課に７万１，０００円の補正額を計上しております。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第９５号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第９５号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、説明をお願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

私からは、資料１２ページからの島根県土木部の取組について御説明をさせていただきます。

この資料は、インフラ整備の効果などを県民の皆様に分かりやすく情報発信をするため毎年作成しておりまして、先般、県のホームページに公表いたしましたので、本年度版の資料について御紹介をさせていただきます。

まず、資料の１４ページ、予算の概要でございます。ページ数がちょっと重なっておりまして、下の数字でページ数のほうで御説明をさせていただきます。

この中で、令和7年度当初予算額に6年度の補正予算額を含めました本年度の執行分は、土木部で993億円、このうち公共事業費は837億円でございます。近年の公共事業費の予算規模は、下の棒グラフのとおり、おおむね800億円前後で推移をしております。

15ページは、今後10年間の公共土木事業の実施方針でございます。これは、令和2年度から10年間の公共土木事業、道路、河川、砂防、港湾、空港の各事業につきまして、それぞれの実施方針や数値目標を定めたもので、赤い字にしております項目につきまして、17ページ以降でその内容や今年度の取組などをまとめております。

例えば道路事業のうち、17ページの骨格幹線道路につきましては、県管理区間、約690キロのうち未改良区間の約23キロを令和11年度までに解消することを目標に、今年度は、左下の一覧表の15路線30区間で整備を進めてまいります。なお、表の中に米印を付した箇所につきましては、次のページ以降で具体の事業内容や進捗率などを個別に紹介をしておりますので、以降、このような構成で各事業について資料をまとめております。

道路事業では、このほか、22ページの交通安全事業、それから、25ページの道路施設の老朽化対策、それから、26ページの橋梁の耐震化、27ページ、道路の落石対策について紹介をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、28ページ、河川事業につきましては、3年間で3度、立て続けに被災をしました矢谷川などの江の川支川の整備を最優先としつつ、県東部の市街地の浸水対策についても重点的に進めていく考えでございまして、今年度は22の河川と1つのダム、矢原川ダムの整備を進めることとしております。

次に、32ページ、砂防事業では、令和11年度までに、病院や老人福祉施設などの医療・福祉の拠点、また、地域の重要な避難所の61か所の対策を完了させることなど、御覧のような目標で重点的に取り組んでおります。今年度は、合わせて60か所で対策を進めることとしております。

続きまして、36ページ、港湾事業につきましては、左下の表のとおり、重要港湾であります浜田港のほか、本土側4港、離島側3港の7つの港湾を重点整備港湾として優先的に整備をすることとしております。今年度は浜田港の臨港道路整備や河下港での岸壁整備などを推進することとしております。

次に、40ページ、空港事業では、滑走路・誘導路の舗装や航空灯火の更新、LED化につきまして、3空港とも令和10年度までに整備を終えることなどを目標としてございまして、今年度は航空灯火の更新などを実施するほか、出雲縁結び空港のターミナルビル改修に向けた設計に着手することとしております。

以上が10年方針に基づく取組状況でございます。

また、飛びまして、47ページからは、10年方針に掲げた事業分野以外で特徴的なものを御紹介しております。8月にリニューアルオープンを予定しております道の駅邑南の里の整備や、国民スポーツ大会に向けた県立浜山公園の施設整備、また、石見海浜公園内のファミリー層向け屋内遊戯施設の整備、また、高齢者から子育て世帯まで多様な世帯が交流できる住環境として、県営住宅の松江市湊北台団地の再整備事業などを御紹介させていただきます。

また、54ページは、建設産業の担い手確保・育成の対策、また、55ページのインフラ分野のDXの取組などによりまして、建設業界の人手不足への対応や生産性向上を進め

ることとしております。

59ページからは、参考として、国などの事業、また、64ページ以降では、今年度の新規着手箇所と完了予定箇所を載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、隠岐支庁県土整備局と各県土整備事務所のホームページでは、それぞれ管内の事業をより詳細に御紹介しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

私からは、道路照明柱の点検について御説明させていただきます。資料は74ページでございます。

まず、経緯ですが、令和7年1月8日に出雲市で道路照明柱が転倒し、登校中の児童1名が負傷する事故が発生しました。このため、出雲市では、事故が発生した日から市内にある全ての道路照明柱を緊急点検されました。島根県でも、事故の翌日から、管理する全ての道路照明柱について、道路パトロールにより目視を中心とした緊急点検を実施しております。その後、今年の4月16日に、再度、出雲市で道路照明柱が転倒する事故が発生しました。県では、全ての道路照明柱を詳細に調査した前回の点検から10年以上が経過していることから、県が管理する道路にある全ての道路照明柱について詳細な点検を実施することとしました。

2ポツ目の点検内容についてですが、まず、点検対象となる、県が管理する全ての道路照明柱の数は8,063本でございます。

次に、点検方法ですが、一次点検と二次点検の2段階で点検を行うこととしております。一次点検では、近接目視、打音調査、支柱内部の目視点検の3つの調査で柱の状態を確認することとしております。二次点検では、一次点検で異常が確認されたものについて、より詳細に柱の状態を確認するため、専用機器を用いた板厚調査を行い、対策が必要となった場合には、速やかに対応を行う考えでございます。

3ポツ目のスケジュールですが、点検は7月から開始したいと考えております。点検の進め方については、点検する柱の数が多いため、優先順位をつけて点検を行っていく方針です。具体的には、まず、安全が急がれる通学路上の照明を優先して点検し、その後、歩道設置区間にある照明を、そして、最後にその他の照明を点検していくこととしております。そして、二次点検につきましては、一次点検で異常が確認されたものから随時対応を行ってまいります。なお、点検の終了につきましては、点検本数が約8,000本と多いため、来年度の令和8年度までに完了させる予定としております。

最後に、4ポツ目の予算措置ですが、まずは道路維持課の既定予算を使って調査を開始し、必要に応じて補正予算の提出を検討する考えでございます。

私からは以上です。

○久城委員長

米原高速道路推進課長。

○米原高速道路推進課長

続きまして、私から、境港出雲道路整備計画検討会について御説明いたします。資料の

75 ページを御覧ください。

まず、1 ポツのこれまでの主な経緯でございますが、令和2年度に行政関係者による中海・宍道湖圏域道路整備勉強会が、令和4年度には、経済界などによる効果分析検討会が開催されました。同じく令和4年度からは、境港出雲道路の未着手区間について、直轄事業による早期事業化を県の重点要望として国に要望を開始しており、また、令和5年度からは、県、市、各種期成同盟会と合同での要望も開始しております。

そして、昨年12月23日に、有識者から成る国の道路分科会中国地方小委員会が中国地方整備局で開催され、その委員会において、中海・宍道湖圏域の持続的な発展を考えると、東西方向における交通課題の解消や空港・港湾アクセス強化などに資する道路ネットワークの整備が必要との見解が示されたところであります。

この見解を受ける形で、境港出雲道路の計画の具体化に向けた検討を行うため、境港出雲道路整備計画検討会を、先日、6月10日に開催したところであります。この検討会の委員につきましては、2ポツの(2)に記載のとおり、国、県、松江市及び出雲市で構成しております。今回の検討会では、2の(3)にありますとおり、境港出雲道路沿線地域の状況として、道路交通課題を含む沿線地域の状況や、道路交通課題に関する意識調査として、手法や対象者、質問内容などについて、確認、議論をいたしました。また、この検討会において、優先整備区間の検討をしていくことを確認しております。

3ポツの今後の予定でございますが、まずは道路交通課題に関し、住民や企業などに対してアンケートやヒアリングなどによる意識調査を実施する予定としております。その後、意識調査結果の取りまとめを行い、第2回検討会について、年内を目途に実施予定であります。

県としましては、今後も引き続き、境港出雲道路の未着手区間の直轄事業による早期事業化について、重点要望などを通じ国に強く働きかけてまいりますとともに、この検討会により、国などの関係機関とともに整備方針の具体化に向けた検討をさらに深めてまいります。

私からは以上です。

○久城委員長

三原河川課長。

○三原河川課長

資料の76ページをお願いします。出雲市大社町の堀川における不法係留船対策について御説明いたします。

資料の上段にはこれまでの経緯を、下段のほうには、不法係留されていた船舶数の推移を整理しております。

堀川では、平成25年の出雲大社の平成の大遷宮を契機としまして、地元住民から不法係留船対策の強化についての要請もあり、平成24年5月に、地元関係者や関係する行政機関などで構成される堀川プレジャーボート対策協議会を立ち上げまして、不法係留船に対する取組を強化してまいりました。

資料、左下には平成23年当時の写真を載せておりますが、堀川の兩岸に多くの不法係留船が係留されている状況が分かります。

令和5年3月に新たに民間の駐艇場が開業されたことを受け、罰則規定が適用される船

船舶留禁止区域の指定や、河川法に基づく監督処分当たる撤去命令の発出など、段階的に対策を強化してまいりましたが、今年の2月時点でも依然として44隻の船舶が残ったままとなっております。県としましては、これ以上改善は見込めないと判断しまして、2月28日に行政代執行法に基づく戒告の通知を行い、行政代執行の手續に着手しております。戒告の通知以降も、戸別訪問などにより継続的に自主撤去の要請を行った結果、多くの船舶が自主的に撤去されましたが、最終的に自主撤去に応じていただけなかった船舶2隻につきまして、自主撤去の見込みがなかったことに加え、治水上、出水期までの安全性の確保が必要と判断しまして、5月28日に行政代執行により強制撤去を行ったところです。これによりまして、長年の懸案となっていた堀川の不法係留船が一掃され、現在は、資料、右側の写真にありますように、係留船のない堀川となっております。

今後は、新たな不法係留が起きないように、定期的に巡視を続ける予定としております。

説明は以上となります。

○久城委員長

梅道路建設課長。

○梅道路建設課長

私からは、公共事業再評価（松江北道路及び新大橋・鍛冶橋）の実施について御報告いたします。資料77ページを御覧ください。

1ポツ、公共事業再評価についてです。公共事業におきましては、事業採択後、一定期間が経過するごとに公共事業再評価を実施して、事業の必要性や事業継続の妥当性などを審議することとしております。なお、再評価に当たっては、社会情勢の変化など、最新の状況等を反映した事業費の精査を行って進めておるところでございます。

続いて、2ポツ、主要な再評価対象案件について、今年度の再評価対象案件のうち、土木部大規模プロジェクトである松江北道路及び新大橋・鍛冶橋について御説明します。

まずは松江北道路、①一般国道431号（松江北道路）道路改築補助事業です。本事業は補助事業でありますことから、令和3年度の事業着手から5年が経過したことにより、再評価を行うものでございます。

事業概要について、78ページ、資料1を御覧ください。この資料は、道路計画沿線の地元住民の方など、関係者の皆様へ事業の進捗状況などをお知らせするために配布しております「松江北道路だより」の最新版となります。図面左、西側、西浜佐陀地区の国道431号交差点を起点に、図面右、東側、川津地区で、松江だんだん道路川津インターチェンジに接続する延長10.5キロの道路でございます。市街地外環状道路を形成するものとなります。市街地の渋滞緩和、災害時の代替路の確保などの整備効果とともに、新たな企業進出、雇用創出の実現などが期待されているものでございます。工事については、川津インターチェンジ側から、図面左方向、西側へ向けて段階的に進めることとしており、令和7年度、今年度は、本体工事に向けた迂回路設置などの準備工事に着手したところでございます。

77ページに戻っていただき、2ポツ、事業費についてでございます。当初の約261億円から約356億円に、約95億円の増額となっております。その増額の理由は、物価の高騰によるものでございます。

79ページ、資料2、物価の高騰についてを御覧ください。グラフは、当初事業費26

1億円を算定いたしました令和2年度から直近の令和7年度までの物価の変動を示したものでございまして、左側が県内の主要職種の労務単価の推移、右側が県内の主要建設資材単価の推移を示しております。当初事業費を算定した基準年となる令和2年度から、労務単価で約1.2から1.3倍、資材単価で約1.2から1.9倍の上昇となっており、これらを反映いたしまして、当初比で約1.4倍、約95億円の増額となっております。なお、原発特措法などの特例措置と後進地域の国補助金の引上げによる財政措置により、総事業費に占める県の実負担額の増額は約1億円となります。

77ページにお戻りください。次に、2ポツ、②都市計画道路松江熊野線（新大橋・鍛冶橋）防災安全交付金事業についてです。

80ページ、資料3の最上段を御覧ください。本事業では、本路線が緊急輸送道路や通学路となっていることなどから、昭和7年ないし9年に建設された橋梁の耐震化に加え、歩行者等の空間確保のため、新大橋と鍛冶橋の架け替え及び幅員の拡幅を行うものです。現在、図面、中段に示します緑の見出しの鍛冶橋工区では橋梁の架け替えを行っており、赤の見出しの新大橋工区では、橋梁南詰において地盤改良に着手したところです。

77ページに戻っていただき、本事業は交付金事業であることから、事業着手後10年経過することにより再評価を行うものです。事業費は、当初からの約1.5倍、53億円の増額となっております。同じく県実質負担の増額は4億円となっています。増額理由内訳としましては、松江北道路と同様に物価の高騰により34億円、着手後の地盤調査結果に伴う地盤改良の追加により11億円、地元説明会などの関係者との調整による安全対策の追加が3億円、工事着手に伴う施工計画見直しによる増が5億円の増額となっています。

次に、3ポツ、公共事業再評価のスケジュールについてです。今年度の公共事業再評価につきましては、先ほどの2件を含めました21案件について、6月30日開催の第1回島根県公共事業再評価委員会から5回程度の審議を経まして、年内を目途に事業の必要性や事業継続の妥当性などの対応方針が決定される予定となっております。

私からの報告は以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等がございましたらお願いいたします。

成相委員。

○成相委員

いろいろな資料をつけていただいて、説明ありがとうございました。

それで、ちょっと一つ、これは要望ですけども、河川事業を一生懸命やっただいて大変喜んでおりますけれども、ちょっと私が言いたいのは、今、いろんな箇所が氾濫して、要望も多いと思いますが、ここの中に神戸川事業が出てないんですよ。

神戸川は、もうこれ、平成18年に3人住民が亡くなって、慌てて、それまでの県単から補助公共でやって、暫定で10年確率で今終わってる。湯谷川とか、赤川とか、出雲市、午頭川とか新内藤川、今、30年確率に向けて先に進んでしまっておりましてね、この神戸川っていうのはもっと早い時点で30年確率ということで約束されてた川です。これについて、やっぱりきちっとここにうたい込んでもらわないと、流れが変わるとみんな忘れてしまって、また元の木阿弥になってしまうので、ぜひこういうところに書き込んでほしいですね。それが一つお願いでございます。

○久城委員長

三原河川課長。

○三原河川課長

今、お話ございました神戸川でございますが、こちらの資料のほうには書いておりませんが、実際のところは、5か年加速化対策、強靱化予算などを活用しまして、現地の掘削作業などを今向かっておる最中でございまして、決して止めてるわけではございませんで、一生懸命やっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

ちょっとお礼を言わないけなかったです。それ、知ってます。ありがとうございます。大変御厚意いただきましてね、きちっと対応してもらってるんですけど、ちょっとここに書かれんと不安なんですね。ですから、来年度計画をつくられるときに、またちょっとそういう配慮をしてくださると安心しますから、ぜひそういう御配慮も加えてお願いします。ありがとうございます。

○久城委員長

ほかございますか。

尾村委員。

○尾村委員

委員長、ちょっと何点かありますけど、いいですかね。

○久城委員長

はい。尾村委員。

○尾村委員

最初は、道路照明柱の点検の問題なんですけど、本会議でも取り上げられましたよね。私は何が言いたいかというと、このスケジュールを前倒しすべきではないかと。今、勝部道路維持課長からは、点検の方法とか、スケジュールとか、予算の措置というのは御説明いただいてよく分かったところなんですけれども、点検は外部委託されると思います。民間の業者の人に点検を委託されるんでしょう。だから、どれだけの点検してくれる業者があるのかという問題があるんでしょうね。だから、そういうこともあって、令和8年度中に完了予定ということになったのかなというふうに推測をするところなんですけれども、これをもっともっと、点検してくれる方がどの程度あるかという問題もあるでしょうけれども、スピード感を持ってやったほうがいいのではないかなというふうに思うんです。

それで、県全体でいえば8,063本で、優先順位ということなんですけども、通学路上の照明が何本、歩道設置区間の中での照明が何本、あとその他の照明という本数が多分お分かりだと思いますので、ちょっとそこをまず紹介していただきたいのが1つと、前倒しはならんのかということで、部長もおられるわけですから、少しここのところで議論させていただければと思います。

○久城委員長

ほかはよろしいですか。尾村委員。

○尾村委員

先にこの問題。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

お答えします。まず先に本数のほうをお答えしたいんですが、通学路の本数について明確にはちょっと把握はできておりませんで、歩道部分に設置されてる照明柱の数と車道部分に設置されてる部分の数では把握しておりまして、歩道では2, 155本ございます。車道の部分には5, 908本ございます。

今のもう一つのスケジュールですけども、我々も早期安全を早めに確保したいということで、点検のほうはできるだけスピードを上げてやっていきたいと考えております。一応優先順位、まず安全を確保するところ、通学路からということで、優先順位もつけておりますけども、なるべく早くということでは向かっていくんですけども、ちょっとお時間、点検範囲が広いもの、本数も多いものですから、時間がかかるところがございまして、それで来年度中ということでは説明させてもらったんですけど、それもできるだけ早く現場の確認は終えたいというふうに思っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

これから、状況というか実態など様々な問題、どんどんどんどん分かってくると思いますので、これ、進める上での予算措置という点でいえば、こういう予算をしっかりと確保すべきは当然ですので、補正で上げてもらえばいいわけですから、スピード感を持った対応をお願いしておきたいということを、じゃあ、改めてお願いしておきます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

続けて、公共事業の再評価を今月の30日からやられるということで、非常にいいことだと思ってます。いわゆる公共事業を進めていく上で一番大切なのが用地の交渉となってきましたよね。だから、用地の交渉が進むか進まないかということが、予定立てたとおりの工事が進むか進まないかということで大きな問題になってくると思います。

この点でいうと、今、松江北道路でいうと、用地の交渉、買収など、用地補償などもはじまっていると思いますけども、現時点の状況を少し教えていただきたいと思います。

○久城委員長

梅道路建設課長。

○梅道路建設課長

私のほうから、尾村委員から質問のありました松江北道路の用地の状況について説明します。

松江北道路の用地交渉、買収については、昨年度、令和6年度から着手しております。現在、一部で契約をいただいた方もいらっしゃいます。その部分について、今年度、埋蔵文化財調査、先ほど説明しました一部工事の着手、取りかかっているところでございます。

委員からもありましたように、工事を進めるに当たって用地の取得が一番でございます。

今後も引き続き関係者の方々の御理解、御協力をいただきながら用地取得を進めていく考えです。

私からは以上です。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

じゃあ、続けて、ちょっと用地の交渉のことを言いましたんで、新大橋の架け替えですね、新大橋の架け替え工事の用地の交渉、状況についてお尋ねします。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

お答えします。松江新大橋、鍛冶橋の用地取得の進捗状況についてお答えいたします。

現在、当工区では、進捗率89%となっております。件数でいきますと、36件中32件というところでございます。残るところをなるべく早く、できれば、皆様の御協力を得ながら今年度中に完了を目指したいというふうに考えておるようでございます。以上でございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

新大橋に関していえば9割近いということで、あと4件ということですから、今年度で多分完了になるんでしょうね。そうなってきたときに、今後、仮橋の着工ということにつながってくると思いますけども、仮橋の着工というのは大体いつぐらいを県としては見ておられますか、実施を、着工時期をいつぐらいに見ておられますか。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

お答えします。大変恐縮でございますが、先ほど申しましたように、用地取得についてまだ現在、完了ができておりません。したがって、仮橋の着工時期という部分についてお示しすることができないといった状況になってございます。恐縮でございます。以上です。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

執行部の答弁としては、そうなると思います。完全に用地買収終わってない段階で、次のスケジュールは述べられないというのはよく分かります。しかし、私としては当然、この新大橋の架け替えは、やっていく必要があるというふうに考えてますし、多分、ほぼ関係権利者の理解は得られているのだろうというふうに推測をしています。

その上で、仮橋を造ったとしても非常に懸念されるのは、交通渋滞はどうしても起こってくるということがあろうかと思うんですよ。いわゆる交通渋滞の対策という点も今考えられていると思いますけど、現時点での対応というか方針についてお示しいただきたいと思います。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

お答えします。渋滞対策について、資料80ページを御覧くださいませ。御覧のとおり、赤い見出しの新大橋工区でございます。上のほうに仮橋と示してございます。現在の橋梁は4車線でございますが、仮橋は2車線ということで、当然渋滞が予想されるというふうな状況でございます。このため、混雑状況についてシミュレーションを行いまして、渋滞を緩和するよう、この橋梁の南詰、御覧になれますでしょうか、右側でございます。これについてシミュレーションを行いまして、右左折レーン、個別にこれを設けた計画にしておるところでございます。

しかしながら、これだけでは完全な解消は困難ということ、状況となつてございますので、これに加えて、工事の状況や進捗状況の周知、また、ほかの橋梁へ迂回をお願いするなどのソフト対策を併せて行いまして、工事による影響を最小限に抑えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

分かりました。この新大橋が緊急輸送道路の一部でもありますよね。そういう点もありますので、ここのところは、皆さん、新しい新大橋の完成願ってるわけですので、引き続きしっかり進めていただきたいと思います。

松江北道路の問題も同じなんですけども、事業を進めるに当たって、やはり関係住民の理解ですよ、事業に対する住民の理解と納得がないと用地買収も進まないということになりますので、県のほうとしての引き続いての丁寧な説明、情報提供などをお願いしておきたいというふうに思います。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

じゃあ、最後に、今、どの業種も人手不足ですよ、もうありとあらゆる業種が人手不足になってると。建設業においても人手不足の対策っていうのは、先ほど説明がちょっとあったと思いますが、対策取らないけませんよね。建設労働者の、やっぱり私は労働条件を改善していく、具体的に言ったら、長時間労働や、それから賃金を、低い賃金は上げていくということが大事だと思うんですよ。

この設計労務単価も上昇しているわけですが、労務単価の上昇が賃上げに本当に結びついているのかどうかということが私は気になるんですけれども、県内の現状について、分かる範囲でお示しいただきたいと思います。

○久城委員長

武田建設産業対策室長。

○武田建設産業対策室長

賃上げの状況でございますけれども、毎月勤労統計調査のデータによりますと、事業所規模別の5人以上の県内建設業の常用労働者1人当たりの現金給与総額の平均は、令和元

年で32万2,156円のところ、令和6年では37万9,099円となっております、5年でおよそ5万7,000円高くなっている状況でございます。そういった一方で、賃金が上がっていないというような御意見も、県内事業者から伺っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございました。引き続いての建設に従事される皆さんの労働条件が改善されるように、よくなりますように、県としてのしかるべき対応もお願いしておきたいと思えます。終わります。

○久城委員長

ほかございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、土木部全般に関して、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございました。

資料でいうと、ちょっと触れられなかったんですけど、58ページ、開いてもらってもいいですかね。実道湖流域下水道の老朽化についてなんですけども、皆さん御存じのとおりで、いよいよ令和9年度からウォーターPPP、スタートになるってところで、県においては、処理場とポンプと管路の3つに分けた上で、はじめだと処理場から恐らく手をつけられるのかなというふうに思っております。

この58ページの資料の中では、ストックマネジメント計画に基づき計画を進めていくっていうふうにあるんですけども、実際、令和7年度の当初予算で9億円超ついておりますけども、この令和9年度、令和8年度から業者選定で9年度からスタートってなると、ある程度しっかりした形で渡さないといけないと思うんですけども、これが、ストックマネジメント計画とウォーターPPPのスタートのところってというのが、併せて考えられているのかどうかをちょっと聞かせてください。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

下水道のストックマネジメント計画でございますが、今、第2期で、令和6年度から令和10年度、5年間を予定しております。それとは別にウォーターPPP、現在、導入の可否について検討しておりますが、これとこのマネジメント計画、これは必ずしも一致してないということでございます。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございます。いろいろと調整は必要だと思うんですけども、設備、いわゆる処理場ですね、処理場の整備が追いついてないからスタートが遅れましたっていうことにはならないように、ちょっとある程度マイルストーンをしっかりと設定した上で、計画

どおりに進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

委員おっしゃるとおり、ウォーターＰＰＰ導入を検討するに当たっては、こちらの老朽化対策、耐震化対策も含めまして検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○久城委員長

よろしいですか。

成相委員。

○成相委員

９ページですか、先ほど建築基準法の施行条例の一部を改正する条例で、このフローチャートを見せていただいて、これはこれでいいんですけど、ちょっとお聞きしたいのは、建築のこの検査の流れですね、これは完了検査だけなんですか。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

中間検査においては、規模等によって、あるものもございます。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

具体的には。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

建築基準法の中で特定建築物というのがありまして、それについては検査するという事になっております。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

私、特定建築物ってよく分からないんで、どういうものかちょっとイメージできないんですけど、一般的に、私の経験では、家が完成した時点に見に来ただけだと認識してます。そうしますと、どういう弊害が起きるかといいますと、構造材が全部立ち上がって、そして、構造補強用の金具がいっぱいつけられた後、あるいはつけられないかもしれない。壁をしてしまいますので、中身が見えないんですよ。ですから、耐震基準に合ってるかどうかという検査が、もう出来上がってからでは分からない。

ですから、今の建築基準法に基づく検査のそういう基準になっているのかどうか、私はよく知らないからお聞きしたんですけど、もっと多段階的に適宜検査をしていただく必要があるのではないかということをお聞きしたかったんです。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

住宅等においては、中間で基礎の配筋を見たりとか、木造においては、金物がついてるかっていうのを検査したりします。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

私ごとで恐縮なんですけど、私、ツーバイフォー住宅を私が親方になって建てました、自分の家を、米国から資材を輸入しまして。そのときに一回も見に来ませんでした。ですから、危ないなと思って。

実は、この建築をやってる業者さんが間違えて手抜きしてたんですよ。それを発見したのも私だったんです。私、素人ですよ。図面を見て、単純な図面なんですね、ツーバイフォーの住宅っていうのは、それをやり直してもらいました。米国に電話して確認取ったんですけどね、このトッププレートっていうのが、ツーバイフォーをずっと立ち上げていくと、その上に1枚トッププレートつけなくちゃいけないんですけど、それが抜かっとなんですよ。それがないと欠陥住宅なんですよ。それはやり直せって、アメリカから言ってきました。そういう私は苦い経験を持ってるので今お話ししてるわけなんですけど、怖いですよ。

ちょっとその辺と、もう一つ関連してですけど、ツーバイフォー住宅の技術的な知識を持ってる人は行政機関の中におられますか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

ツーバイフォーの技術的な知識につきましては、建築基準法の構造基準が定めてございますので、その基準については把握している職員はおります。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

ちょっとあんまり長々してもいけませんけど、第一、ツーバイフォーを理解してる大工さんがいないんじゃないかと思うんです。養成してないでしょう、大工さん。ツーバイフォーで家を建てることのできる知識を持った大工さんがいない。おられれば教えてほしいんですけど、どっかへ行けば、こういう人たちが登録されてて、請け負ってくれますよというものができてればいいんですけど、少なくとも私が知る限りでは、そういう人たちがいない。ですから、もう、どっか全国で探し回らなくちゃいけないというふうな恐ろしいことになってしまってますね。

ですから、恐らく、市が建築確認をしますが、市の人たちも今みたいなことは型どおりのことをやるけども、耐力壁が何%あってどうだこうだみたいな。だけど、中途のそういうことについてのチェックについては、どこまでの知識持ってるかっていうのは甚だ心もとないという現状があるんで、ぜひちょっと、私からの提案ですけど、こういうことが起きないように体制づくりを進めていただけないでしょうか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

ただいま詳細な資料を持ち合わせておりませんので、改めて内容を整理いたしまして、御報告を差し上げたいというふうに思っておりますが、いかがでしょう。

○久城委員長

よろしいですか。成相委員。

○成相委員

もう一つお願いします。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

じゃあ、もう一つ、最後ですけど、この間、精神疾患のある方が、生活保護を受けてる人なんですけれども、身寄りがありませんでした。その人が私を頼って来られましたけども、今住んでるアパートの身元引受人が、保証人がいなくなってしまうと、自分はもうお金もあんまりないので公営住宅に入りたいと。ところが、公営住宅では、身元引受人というんですか、保証人っていうんですか、をちゃんとしないと入れられませんと言って拒否された、こういうこと。出雲市にも、住宅供給公社にも相談をかけてみましたけれども、もうそういうことになっておるので、そういう人をちゃんと連れてこない、入居をする申込みさえできないという現状があります。

高齢者の人の場合には居住支援法人とかいうのがあるって聞きましたけど、これは高齢者の人だということで、それでも、そういう便宜を図ってくれる人がいるっていうことは分かってるような、どこ行っていいか分からん。同じようなことがあってましたから改善されてきてるとは思いますけど、精神障がいの方が、全く天涯孤独の人は住むところが無くなってしまふという、非常に制度のはざまの中で置いてけぼりになってるんですね。何かこういうことについて支援する措置を講じていただけないかと私は強く思うんですけど、いかがでしょうか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

まず1点目の公営住宅のお話でしたが、恐らく連帯保証人のことではなかろうかというふうに思われますが、県営住宅は連帯保証人は今不要としております。恐らく市営住宅も大半が連帯保証人は不要とされておられると思いますので、その身元引受人というものがどういったものかが、ちょっと今、私は分からない状況でございます。

2点目ですね、居住支援法人につきましては県内7つの法人がございまして、それぞれ高齢者の方ですとか、あるいは子育て世帯ですとか、そういった方々を対象に活動されておりますが、今のところまだ具体的にそういった、先ほど委員がおっしゃったような方々を対象に取り組まれているという具体的内容はちょっと今、把握をしておりますので、改めて内容を把握させていただいた上で御報告さしあげたいというふうに思います。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

連帯保証人が要らないということは私も知ってます。連帯保証人ではなくて連絡先です。亡くなったり、何かのときに、困りますわね、どこへ連絡していいか、その先がないと。だから、何かあったときの連絡先をちゃんとしっかり言ってくれないと許可できませんと。でも、連絡先さえ持ってない人がいるんですね、世の中ね。そういう人は本当困ってしまうということです。

ですから、そのことについては御存じでしょう。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

連絡先……。

○久城委員長

ちょっとこのことは整理をしていただいて、また御報告をお願いいたします。よろしいですか。成相委員。

○成相委員

はい。

○久城委員長

ほかございますでしょうか。

五百川委員。

○五百川委員

人手不足ということを言われましたけれども、人口が減ってるわけですから、それは人手不足になるということは大体常識で分かります。じゃあ、日本じゃどうするかと、こんなときに、要するに外国労働者を入れるか、あとはA I でフォローするかと。業者に聞いてみると、大体日本も国力が弱くなってきた部分もある。要するに円安なんだから、外国人労働者っていうのはあんまり当てにならないと、そんなには期待できんと、こう言っとるんですよね。

まあ、経営に問題があるかもしれんけども、今のA I の進むスピードを見ると、今後はこれに期待をしなくちゃいけないんじゃないか、また、業界もかなりそれに頼ってくるだろうと、そう思うんですね。そう思ったときに、もう発注者側と、要するにそれを受注する業界っていうものは一緒になって考えなくちゃいけないのは、要するに、とにかく人が発注者側も足りないし、受注するほうも足りない。じゃあ、何だと。だから、A I などによって、これからどんどんそれをフォローせないけんようになってくると。

社員の中でも、すごいスピードでA I っていうのが進んでいきますから、それについていけるところとついていけないところがおるわけですね。できるだけ分極化しないように、そこを執行部としても、業界に対しても、みんなで力を合わせて人手不足っていうものを解決をしていく、そういうことをやっぱり考えなくちゃいけない。そのためには、執行部としてもそういうふうな勉強会を設けるとか、やはり業界に対していろんなことを指導する、そういうことは必要だと思うんだけど、どう思ってますか。

○久城委員長

山根技術管理課長。

○山根技術管理課長

ありがとうございます。

先ほどの建設業界とのICT、いわゆるAIも含めたICTの活用についてなんですけど、昨年度からそういう議論が実は起きております。建設業界の若手の方を含めて、ICTを含めたそういうことを、どうやったら有効に、効率的に活用できるかというワーキンググループを立ち上げまして、県の担当者と、あと若手の建設業協会の会員の方と一緒に今、昨年度から取り組んでいるところです。その中でできること、できないことっていうところが見えてきてるところもありますので、まず、できるところから進めていく。それで、時間外の上限規制等もありますので、それができるだけ改善できるような取組を進めていきたいというふうには考えております。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

働き方改革なんかも考えて、これ以上働いちゃいけませんと。けども、工期は急ぎなさいと。人手がありませんと。だから、現実問題として客観的に見たときに、じゃあどうするんだということなんです。だから、やっぱりもうちょっと発注者側でもある程度、本当、やることは人間ですから、AIなんかを使ってやる分にしても、そこにある程度猶予して、どういふかね、配慮してやるというかね、そういうことが私は必要だと思うんだけど、もうぎすぎすにだね、とにかく法律でこうなってるからと言ったって、業者も人間ですからね、やっぱりその辺りは十分話をして、現実、今どういう状況なのか。

今後、要するに早くやりゃいいってもんでもない、安くやりゃいいってもんでもない。やっぱりいいものを造らないかんわけですよ。要するに、公共事業において、いいものを造って、それで地域経済効果を図っていくっていうことが、これが基本的理念ですよ、目的だ。ということを考えれば、そこを忘れてしまって、法律とか、そういうことにだけこだわって、そっちの本来このものが果たすべき目的いうかね、そういうものが飛んでしまうと。だから、何のための公共事業かっていうことになってくると思うんで、その辺りはよくよく私は大事にして、よく考えてもらいたいと。

それは、発注者側も受注するほうも一緒だと思うんですよ。同じ県民としてね、少ない公共事業を有効に使う、そういうことを機会あるごとにやはり意思を確認するということが必要だと思うんだけど、どうですか。

○久城委員長

山根技術管理課長。

○山根技術管理課長

五百川委員御指摘のとおり、確かに効率上げることも大事なんですけど、やっぱりある程度工期をしっかりと確保することというのも大事だと思っております。発注者側としては、当初、適切な工期を設定しているつもりだったとしても、受注者との協議の中で、やっぱりもうちょっと延ばしたほうがいいんじゃないかというケースも実際ございます。そのようなこともありますので、昨年度からガイドラインをつくってございまして、受注した後でも、受発注者が協議をして、受注者に責がないような工期が延びるようなことであれば、そこ

は柔軟に対応するような形は取らせていただいております。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかよろしゅうございますか。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで１１時２５分まで休憩いたします。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開します。

これより企業局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

久城委員長、野津副委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から企業局の業務の推進につきまして御指導いただき、誠にありがとうございます。

企業局の令和６年度の決算数値を整理したところでありますので、主な特徴を御紹介をさせていただきますと思います。

電気事業会計につきましては、水力発電所のリニューアル工事が全て完了したことから、当面の間、安定した利益が見込まれるという状況でありまして、こうしたことから、令和６年度の収支は約１５億７，０００万円の黒字となりました。これまで純利益の一部につきましては一般会計に繰り出しておりまして、施策の財源の一部に活用されております。令和６年度の純利益の扱いにつきましては、今後改めてお諮りをしたいというふうを考えております。

その他の事業会計も含めまして、決算の詳細につきましては決算特別委員会において御報告し、御審議をいただく予定としております。

また、安来市切川地区の工業用地造成事業につきましては、安来市役所から職員の派遣をいただいております。御協力もいただきまして、昨日までのところで全地権者との用地売買契約を締結することができましたので、御報告をいたします。

本日は、条例案１件、報告事項１件、御説明をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

○久城委員長

ありがとうございます。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された企業局に係る議案は条例案１件です。

それでは、条例案の審査を行います。

第８２号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

江角総務課長。

○江角企業局総務課長

企業局委員会資料の１ページ目を御覧ください。第８２号議案、職員の育児休業等に関

する条例等の一部を改正する条例の関係分について御説明いたします。

この条例は、１の提案理由にありますように、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

この法改正に伴い、改正する条例は、２にありますように、知事部局、企業局、病院局の３つの条例となっており、条例案は一括上程されております。このうち企業局所管条例は、アンダーラインが引いてある（２）の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。

３の条例改正の概要ですが、地方公務員には、現在、子育て関連の休暇で一般的に知られている長期で取れる育児休業以外にも、米の１にありますように、部分休業と呼ばれる短時間の休暇が取得できる制度がございます。この部分休業制度については、これまで、表の左側の改正前にありますように、１日につき２時間を超えない範囲内で取得ができましたが、改正後では、これに加え、もう一つのパターンとして、１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内、具体的には年１０日相当、時間にすると８０時間弱の範囲内で取得できるようになるものでございます。職員は、この①、②の２つのパターンがありますけれども、どちらかを選択していくということになりますので、それぞれの家庭の状況に応じ、より柔軟な対応をしやすくなると考えます。

施行日は、令和７年１０月１日を予定しております。

私からは以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第８２号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

異議なしと認めます。よって、第８２号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

続きまして、報告事項について、執行部から説明を受けます。

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

企業局資料の２ページをお願いいたします。企業局の４事業の経営の指針といたしまして、企業局経営計画というものを定めております。これに基づきまして、事業の進捗状況を毎年度、この６月の議会の委員会で報告をさせていただいております。本日は、令和６年度の状況について御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の左のほうから目標という欄がございまして、電気事業、工業用水道、水道事業等、４つの事業が並んでおります。それぞれに対して目標が、電気だったら４項目、工業用水道で２項目並んでおります。この目標を達成するための行動計画がその右側、そして、行

動計画が実際どういう成果を目指すのかという数値の指標がその隣に書いてございます。その数値目標に対しまして、令和6年度の実績というのがその右側、Bという欄でございます。この欄について主に説明をさせていただきます。

また、成果指標の中で、星の印がついてるところとついてないところがございます。これは、星がついておるのは毎年度、6年度の目標が定まっておるというものでございまして、星がついてないものは、この計画が10年計画でございまして、10年のうちに達成する目標というふうに設定をしておるものでございます。本日の説明は、星がついておるところについて主に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、電気事業、一番上でございます。電気事業の目標といたしましては、供給する電力量でございます。全発電計というところで、若干目標を下回る、94%ぐらいの目標の達成率となっております。

内訳を見ますと、水力とそれから風力については目標を達成しておらず、太陽光は目標を超えているという状況ではございます。

うちの主力であります水力発電につきましては、降雨量が少なく、特に県の西部地方におきまして、例年の9割程度の降雨しかなかったということから、水力の発電量が少なくなったということでございます。

風力につきましては、7号機が今年の1月の時点で故障をいたしまして、以後休止している状況、また、6号機で修繕のために数か月休んでおったという状況もありまして、若干目標を下回ったという状況でございます。

太陽光につきましては、雨が少なかったことが逆に働きますので、好天から目標を上回る発電ができたという状況でございます。

その下が、発電によりますCO₂の削減量でございます。我々がやっております3つの方式の発電は全て再生可能エネルギーを利用したものであるということで、これに基づくCO₂削減量の目標につきましては、これが発電量に比例する形で出てまいりますので、全体として若干目標を下回るという状況になっております。

その次が、年間の故障停止時間でございます。こちらにつきましては、220時間以内、9,000時間以内というところでございますけれども、電気事業につきましては、うちの水力発電につきましては、目標を超えるような停止が発生をしておるというふうな状況でございます。これは山佐発電所で1か月ほど、サーボドライバという機器の故障によるものでございます。

続きまして、工業用水道事業でございます。工業用水道事業の目標は、給水制限日数ゼロ日というものでございます。ゼロ日を達成しておるということでございます。主に安定供給ということを主眼に置くことから、こういった目標を設定しておるものでございます。

その下、水道事業につきましては、同じく給水制限日数がゼロ日という目標を達成しており、加えまして、飲み水でございますので水質目標というのをその下に定めております。このうち達成しなかったものが、下から2番目の浄水池の色度、色でございますね、これがちょっと、うちが目標と定めていた色度2度というものを1日ほど超えてしまったというのが飯梨川と江の川でございます。ただ、国の制度上は5度以下ということで、我々が厳しい目標をさらに立てているという状況下でございますので、この超過につきましては

安全性には影響ございません。

また、その下、残留塩素濃度というものでございますが、これは江の川のほうで3日ほど、我々の目標に達しなかったという日がございました。これも同じく、法律上の基準よりも厳しい目標でございますので、国の制度上は問題がない数値をいずれの日も出してやったということでございます。

次、3ページでございます。宅地造成事業につきましては、年度ごとの目標というのは定めておりませんので割愛させていただきます。

最後、個別的取組、4つの会計に共通する取組という内容でございます。危機管理訓練の回数、8回に対して12回、それから技術資格者、職員が技術資格を取得するものの件数が256件、ホームページのアクセス数によって我々の事業を知っていただくというふうなところが5万8,000件というところで、いずれも目標を達しておる状況でございますが、施設見学、我々の施設を見に来ていただいたり、出前講座として我々が出かけてお話をするというふうなことの参加者数が目標に未達という状況。これはコロナの関係で、かなりいつとき落ち込んだものが回復途上にあるという状況で、少しずつ増えてきてはおるんですけど、まだ目標までは戻ってきてないのかなというふうな状況でございます。

その他、森づくりの事業、水源涵養という意味合いで行う森づくり事業の箇所数が5か所。最後に、地域活動への参加者数、地域に根づいた活動を行うための地域活動、交通安全ですとかごみ拾いですとか、そういったものに職員が参加するものが13件というところで、これは若干天候等の関係もございまして、目標どおりいかなかったというふうな状況もございます。

こうした状況について御報告をさせていただきました。以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

尾村委員。

○尾村委員

さっきの常任委員会でも、少し水道の問題話したんですが、松江市は水道料金の値上げを、今、発表しましたよね。いわゆる一般家庭の値上げ率というのが36%なんですよね。これが36%の値上げということになるとかなり高額になるわけですよ。そうすると、同じ松江の中でも、仮に松江のこの水道料金がそういうことになったときに、県内で一番安いところはどこかといったら斐川水道企業団なんですよ。斐川水道企業団と同じ松江市民でありながら、向こうに水道の方もおられるけども、2倍近い開きになるわけですよ、基本的に。こういうことはいかがなものかというふうに私は一つ思うし、それから、これだけ命の水で料金の差があっていいのかということは問われてくると思うんですよ。それで、企業局のほうとしては、松江に関していえば、尾原ダムからの水を送ってるということもあって、この間、受水団体との料金の交渉等もされてきたと。3年ごとに契約単価が更新され、今、契約単価交渉をやられてると思うんですよ。松江市のほうからは、当然、受水団体からすれば受水価格は低いほうがいいわけだし、はっきり言えばね、企業局のほうも様々な水道事業、松江以外のところもやってるわけだから、斐伊川以外もやってるわけだから、どういうふうに調整するかというような考えは当然持たんといけんというふうには思うんですけども、ただ、当然受水団体としては供給単価を下げてほしい、受水費は引き

下げてほしいというふうに言ってると思うし、言ってくれな困るんだけど、私はそういうふうと思うわけです。何を言ってるか分かれると思いますけど。今の状況なり企業局の考え方、少し説明してやっていただけませんか。

○久城委員長

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

我々が行っております用水供給事業の、市から見ると受水費、我々でいうとそれは料金として頂いておるものの状況ということでの御質問かと思えます。我々、3本の事業を水道用水供給事業で行っております。古いほうから申しますと、飯梨川の水道、これで松江市と安来市へ、続きまして江の川水道、こちらで大田市と江津市へ水を送る、一番新しいのが斐伊川水道で松江、出雲、雲南、それから斐川宍道の水道企業団に水を送らせていただいております。

この中で、水道料金、一番高いのはやはり新しい斐伊川水道でございます。これは、施設が新しいことで、まだ資本として投じたものが十分に回収できていないこと、また、宍道湖の湖底管をはわせて平田のほうまで水を送ったり、松江にも送ったりということで、かなり管路が長いという施設整備にお金がかかっていることから、今一番高い状況でございます。逆に一番安いのは飯梨川、一番古いものでございまして、飯梨川が平均いたしますと大体1立米当たり38円ぐらい、斐伊川水道が110円ちょっとということで約3倍で、その中間ところに江の川水道が83、4円でおるという状況でございます。

今、尾村委員のほうからお話がございましたとおり、やはりこれは、最終的には住民の方の水道料金の一部を構成する、市でいうと原水費という名前になるかと思うんですけども、こうしたものでございます。我々といたしましても、地域住民の生活を支える事業をさせていただいてることから、可能な限りこうした費用については削減をしていこうということで、事業によって利益が出ればそれを還元する形で、地域住民の生活に少しでも貢献してまいりたいというふうに考えており、事業を行っておるところでございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。

企業局長が、令和6年度の決算の状況を冒頭話されたと。電気事業会計で15億7,000万円の剰余金だと、利益が出たと。9月議会の決算委員会で、剰余金処分どうするかということは考えていくという話だったと思えます。この間企業局の中でも、いわゆる電気事業会計の利益金を工業団地のほうに回すということも、地方公営企業法の条文からそういう方向を取るという、この間説明がありましたよね。それもある、それは分かります。

私は、忘れてほしくないのは、地方公営企業法の第3条、いわゆる経営の基本原則、だから今日は経営計画の説明があったと。だから経済性の発揮という点は確かにある。けども、第3条は公共の福祉の増進をうたってる。だから、2つの経営原則があるわけですよ、企業局には。経済性の発揮と公共の福祉の増進とあるわけですよ。だから、経済性の発揮は本当によく頑張っていたら、公共の福祉もやっていただいていることはよく分かりますけども、ただ、ここまで上がることでないと、給料も上がとらへんし年金も

上がっとなんか中で、3割、4割、水道代が上がるなんていうのは、これ一般から考えたら、私はもう考えられん話ですわ。水使うなちゅうことですけんね。これ、命の問題になりますけんね、水道代は。だから、ここはできるだけ松江市ともしっかり様々な協議も重ねていただいて、企業局としてでき得る対応を、市ともよく相談していただいて取っていただきたいということを、局長、私、お願いしておきたいです。

一番お願いしたいことは、これはまあ9月議会での議論になるでしょうが、利益金処分を、民生、民の生きるほうに処分を回してほしいというのは私の思いですけど、そのほうは御回答はいいですけども、企業局としての適切な対応をお願いしたい、お願いしておきたいと思いますが、お願いします。

○久城委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

今、松江市の件を例にお話がありましたので、少し松江市の御紹介をさせていただきます。松江市は、県の供給事業、飯梨川と斐伊川から用水、供給をしまして、77%を県の用水で占めております。このうち、飯梨川、料金の安いほうなんですけど43%、斐伊川が34%という、こちらは一番高いほうになります。ミックスでこうやって供給を受けている、約8割ということになるんですけど、一方で受水に必要な経費、かかる経費は、県の受水費は大体4分の1ぐらい、25%程度が松江市の全体の経費の中で占めていると。要は、松江市は、末端とか、いろんなところに自分で管路をはわせたり、いろんな経費がかかりますもので、その中での県の経費がこの程度あると。ここをどうやって抑えるかということになるわけなんですけども、先ほど公共の福祉、おっしゃいましたけども、まさに安全でかつ低廉な料金の、低廉な供給をするということが私たちの役割だと思っておりますので、そういう意識でずっと取り組んでいます。

例えば、長期的な例でいいますと、これまで説明をしております飯梨川水道の管路の更新は全線布設替えを、これを一つの軸に考えています。これは松江市、安来市のトータルのコストも含めて、末端の料金が一番安くなることを考えながら、県の布設をどうするか、例えば全線布設替えをすると、松江市が今まで必要だったポンプが不要になるなどいろんな効果もありますので、ここら辺をよく研究をしてるということでもあります。これはちょっと、中長期的な取組として今、検討してますので、次回の料金にすぐに跳ね返るというわけではありませんけども、こういう大がかりなことも考えております。一方で斐伊川、これは料金が一番高いということでもありますけども、これは、これまでも少し説明をしておりますけども、令和7年度の予算でお認めいただいております三代の浄水場、雲南市にありますけども、ここに、浄水場の空きスペースに太陽光発電を設けることで収支が少しでもよくなるんじゃないか、こういうことで料金低減になるんじゃないかということを、今研究、検討をしているといったようなことでもあります。末端の家庭への料金が一番高いのが、県内でいうと大田市、それから江津市という順番になります。これがまさに江の川の水道を供給してるというところでありまして、こちらの用水の料金低減につきましても、まだ中でいろんな検討をしております。可能性があれば、何らかの低減の取組をしたいと思っております、これが形になれば改めて県議会に御相談をして、御意見もいただきたいと思っておりますけども、まだこれちょっとアイデアベースのところ、いろいろ内部

で検討してるさなかでありますので、こういったようなことを様々やりながら、これまで以上の取組、できることをしっかりやってまいりたいと、こういった意識ではおりますので、低廉につながるような取組を続けてまいりたいと思っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

分かりました。ありがとうございます。

スケジュールを、矢木経営課長、契約単価の更新するでしょう。更新時期はいつになりますか。ちょっとスケジュールを教えてください。

○久城委員長

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

用水供給単価の更新につきましては、今年度、3水系同時に契約を更新する年になります。現在、各市から、向こう3年間の水量、どのぐらい各年度必要でしょうかということをお聞きしておる段階でございます。これが計算上の分母という形で、一方で、我々内部のほうで、これから3年間どれだけ工事とか維持管理とか、お金がかかるかということをお聞きしておりまして、その費用と、それから費用が分子になりまして、分母になる水量の確定、それを夏までのところで一旦させていただこうと。その時点で、まだ費用で確定できないものも一部ございますので、おおよその金額の交渉にまず夏頃から入りまして、細かい数字が確定したものを持って、秋頃に各市と本格的な金額をお示しできたらと思っております。市のほうの予算の都合もございまして、できる限り早く契約を決着させてほしいと御要望も承っております、できましたら年内には新しい、来年度以降の3年間の料金を確定できたらと考えておるところでございます。

○久城委員長

よろしいですか。

ほか。

角委員。

○角委員

水道の話が出たのでちょっと。なるべく経費を削減していくために、今、管の更新なんかもやっておられるんですけども、その管の更新のときに、管が布設されたときから現在に至って給水量がかなり減ってきてるのではないかと思うんですけども、そういうときには、管を小さくするとか、そういう工夫などもされるものなんですか。そこら辺もお聞かせください。

○久城委員長

安部企業局次長。

○安部企業局次長（電気）

当然施設に関して、いずれ老朽化して更新する 때가来ますが、その場合には、将来を見越した水量に応じた、これをダウンサイジングと言いますが、規模に応じた改良というのを検討することになると思います。

○久城委員長

角委員。

○角委員

できるだけそういう経費を節減して、水道料の高騰につながらないようにしていただきたいんですが、一方で、こんなにどんどんどん上ると、大口のところは地下水を使われるという話もちっと聞くんですけども、自社の地下の水を使って水道を使わないということも少し聞くんですが、そういうことによってますます給水量が減るとなると、余計また負担がかかってくると思うんですけども、今、そういう傾向にあるんですか。その辺の状況をちょっと教えてください。

○久城委員長

安部企業局次長。

○安部企業局次長（電気）

すみません、水道を地下水で転用する形というのは、ちょっと私も聞いてはないですが、昔、江の川水道が給水開始をしたときに、やはり料金がすごく高くて、いきなり料金が上がったため、一般家庭でも井戸を掘られたという動きがあったっていうのは承知してます。確かに、今後水道料金が上がれば、自分のところで井戸を掘れば経費が安くなるっていう考えもあると思いますが、実際にそういう動きで水量が減るとかいう動きは、承知はしていません。

○久城委員長

角委員。

○角委員

なるべく公共水道を使っていたきたいと思うんですし、地下水を使われると、また地盤沈下とかいろんな問題も起きてくると思うんで、できるだけ、水道水のほうが安全で、皆さんの、市民のためにもなるということで、できるだけ使っていただくように皆さんに理解を求めるように取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○久城委員長

ほか。

中村絢委員。

○中村絢委員

すみません、さっきから飯梨川の話も出てますけども、ちょっと聞かせてほしいんですけども、飯梨川の用水供給事業で全線布設替えて大体100億円、200億円ぐらいの規模になるんじゃないかなと見ておるんですけども、やはり、ずっとかねてより言ってますけども、今、県においては、水道広域化推進プランをつくられてまして、いろんなシミュレーションをされて、今、国からのお金を取るためには水道基盤強化計画が早く必要だとずっと言わせてもらってるんですけども、実際、その旗振り役が企業局さんなのか、それとも健康福祉部の薬事衛生課なのかっていうのが分かんないところがあって、何ていうか、マネジメントとプレーヤーの部分で分けてるのか、ちょっとそこの旗振り役っていうか、全体の窓口っていうところも教えていただきたいです。

○久城委員長

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

水道広域化における県の部局ごとの役割という御質問かと思います。まず、我々企業局の立場といたしましては、先ほどから説明しておりますとおり、各市に用水を供給する、どちらかというとプレーヤー側という立場でこの広域化の検討に参画している状況でございますが、一方で、各市町村の広域的な調整機能というのは一般会計側、水道を所管する薬事衛生課、そしてそれを市町村全体の財政を含めた支援を行う市町村課が所管をしてるという状況でございます。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございます。ちょっとそこら辺りが分からなかったので、聞けてよかったです。ありがとうございます。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

五百川委員。

○五百川委員

話を聞いて、よく分からんですけどね。要するに、少しでも供給単価を安くしよう。最終的にはどういう形を目標としてんのかね。本当は、もともとこれを考えるときは、これはもう島根ミニマムだと思うんですよ。大体、島根県民、誰も水使うわけだからね。だけど、そういう形から出発しないで、あらゆるもんが今の日本の政治には、ナショナルミニマムという概念がもうなくなってしまっただけでも。けども、現実こうやっていく中で、少しでも、要するに島根ミニマムに近づけていかないかと、そう考えたときに、ただ既存の枠組みの中で一体どこまでできるか。

例えば、企業局でいうならば、今後管路なんかも替えないかんわね。全部そりゃ供給単価に跳ね返るわけですよ。そういうことを考えたときに、今いろいろ部分的なものは、こうやったらこう安くなると思いますと、ここと一緒に考えて考えたら安くなると思いますと言っただけでも、総合的に考えて、どうやればいいのか、じゃあ最終的にどういうところを目的にしてんのか、その辺りがよく分からない。何とか下げようという努力はしてるということは分かるわね。

例えば、これはもう会計を全く、会計法というものを無視してやると、電気料金でもうかつとるんだったら、それを会計法を無視して、企業局の会計として考えた場合には、要するに電気料金でもうかつやつをシフトして、少しでもいわゆる水道料金の赤の部分を減らせば、それだけ供給単価を下げるができると思うんだよね。そういうことを、ただ会計法がそうだからということで絶対できないものなのか、一回上げた利益を一般会計に繰り入れてこっからまた出すような、本庁でやってるんだけども、何かそういうことも含めて、もうちょっと工夫はないのかなと思うんだけどもね。どう思う。

○久城委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

少し会計の考え方でいいますと、基本的にはこの企業会計、水道事業を例に取っても独立採算ということになりますけども、特別な、例えば法でいいますと、災害とか特別な場

合のときには他の会計から補助することができるという規定があります。ですので、昨年度議論をいただいております江津の団地、ここが少し分譲単価が上がるということで、様々な手だてを打ってもなおかつ、もう手を尽くしてもなかなか抑え切れないということで、ここの電気事業の利益を一般会計に繰り出して、それを補助してもらおうといったようなことを今考えてるということでありますので、先ほど御指摘の件については、手法上は可能だということでもあります。

ただ、水道事業についていいますと、団地は今、様々な手だてを尽くした上で、少しもう手がないなという、簡単に言えばこういったようなことでありましたが、水道事業の中で、もう少し頑張っているいろんな工夫ができることがあるんじゃないかといったようなことで、今、取り組んでいるさなかであります。ただ、将来的に、最終的にどこを見ていくかという着地点、例えば具体的な料金はどこに持っていくかといったようなことは、なかなか今、持ち合わせておりませんが、企業局は経営計画というものを、10年スパンの長期の経営の計画を持っております。これがちょうど今年度切れますので、また今年度、御議論いただきたいと思うんですけども、今後の10年間の計画、来年度を発射台とした、この計画を今作業しております。この中で、どういうシミュレーション、例えば水道でいいますと、やっぱり人口が減っていくと使用量が落ちていく、一方で管路はだんだん老朽化して更新費用が上がってくる、これはもう全国的な話でありまして、島根県のみではないという、こういったようなことから、ここの管路の更新とか整備については国の補助金があります。ですので、ここをきちっと手当てをしてもらうという必要があります、こういったようなことを重点要望の中でも訴えてきてるということでもありますので、まずはこういったような財源の充実を、地方財政の充実をしてもらいながら、できる工夫をまずしていくといったようなことを優先して、まずはやっていきたいという、こういったような考えで進めているところです。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

やっぱり、部分的に、ここはどうやって単価を下げていこうとか、こうやったらもっと安くなるんじゃないとか、そういうことだけではなくて、総合的にいろんな方法を包含して考えてやって、それで最終的に、要するには企業局としてというか、ある意味では島根県として、水道料金は大体おおむね高くてもこれぐらい、安くてもこれぐらい、その範囲内に収めなくちゃいけないという目標を定める必要があると思うけど。

○久城委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

これ、一般家庭の関係でいいますと、まさに水道の上水事業とありますが、市町村がやっております。県は用水供給事業ということでして、全市町村に供給しているわけではありません、主要なところを今3水系でやってるということでありまして、最終的に家庭で負担をいただく料金といったようなところは、県が供給してないところも、独自に水源を持ってやってる市町村も多くありますので、ここの最終的なところはどうしても市町村がどう考えるかということもありますし、ここは水道行政を所管している薬事衛生課、も

しくはその市町村の行政をつかさどっている、調整している地域振興部もろもろありますけども、企業局は企業局で用水供給しているところを、まずはできる限り低廉に、そういったような料金になるような工夫ということは、私たちやっていきたいというふうに考えております。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

それでいいだろうけどね、将来的にそのままでいいのかちゅう問題だわ。まあ、いいわ。

○久城委員長

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、以上で企業局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

午後１時から再開いたしますので、休憩いたします。お疲れさまでした。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開します。

これより防災部所管事項について審査及び調査を行います。

なお、本日は、島根半島震災対策事業について報告がありますので、勝部道路維持課長、梅道路建設課長にも出席をいただいております。

それでは、防災部長から挨拶を受けます。

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様方には平素から防災部所管の業務につきまして御指導いただいております。ありがとうございます。お礼を申し上げます。

御承知のとおり、６月９日に、本県を含む中国地方では梅雨入りということになりました。それ以降、実はまだ県内では大きな被害が出るようなことにはなっておりません。ただ、昨日から県西部のほうでもまとまった雨が降ってるように、引き続き今後の大雨災害に向けて緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。また、気象庁からは平年よりも早めの梅雨明けになるんじゃないかという話も出ております。そういった一方で気温も高くなる日が多くなってくるということで、熱中症への警戒も必要になってくるんじゃないかと考えております。

さて、本日は、令和６年度補正予算の専決処分事件案の報告及び承認につきまして御審議をいただくほか、報告事項といたしまして、島根県の新型インフルエンザ等対策行動計画の改定、もう一つは、１０日の全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、島根半島の震災対策事業の２件につきまして御報告させていただきます。

なお、前回の５月２１日の委員会で報告いたしました、美保基地における空中給油・輸送機ＫＣ－４６Ａの追加配備の対応につきましては、まだ県内の関係２市の意見が出そろっておりませんので、次回以降の委員会での御報告とさせていただきたいと考えております。

本日は、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました防災部に関わる議案は、一般事件案 1 件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。

承認第 1 号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

それでは、委員会資料 1 ページでございます。承認第 1 号議案、令和 7 年 3 月 31 日専決処分の令和 6 年度島根県一般会計補正予算（第 11 号）のうち防災部関係分について御説明をいたします。

歳出総括表の中ほど、補正額（B）欄に記載しておりますが、消防総務課で 5,500 万円余、原子力安全対策課で 100 万円余、合計で 5,700 万円余を減額補正するものでございます。

次に、2 ページにこの内訳を記載しております。消防総務課の防災情報システム整備事業は、防災行政無線中継局舎や通信鉄塔の耐震化工事費、地域衛星通信ネットワークの更新にかかる整備費の実績減によるものでございます。

原子力安全対策課の電源立地対策事業費は、国から県に交付されます原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を立地市及び周辺 3 市に交付し、立地市及び周辺 3 市では、それを財源としまして原子力災害時の避難の実効性の向上を図る事業を実施しておりますけれども、当該事業の実績減に伴い交付金額を減額するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第 1 号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第 1 号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、説明をお願いします。

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

まず、3ページをお願いいたします。防災危機管理課からは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして御説明いたします。なお、今回御説明するこの資料につきましては、別途健康福祉部のほうにおきましても、この資料と同じもので委員会に報告されることとなっております。

この計画の改定につきましては、これまで、昨年10月の常任委員会で改定の経緯等について御説明しておりますほか、12月の委員会におきましても、県の計画の改定の素案をお示しいたしまして、内容等について御説明したところでございます。

今回御報告する内容につきましては、前回御報告して以降、今年2月から3月にかけてパブリックコメントを行っておりまして、このパブリックコメントを経た計画案につきまして御説明するもので、この計画につきましては、この6月のところで改定を終えまして公表したいと考えておるものでございます。

まず、資料3ページの1ポツ、県計画改定の背景につきましてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、政府行動計画に基づきまして都道府県の行動計画を策定することとされております。昨年7月、新型コロナ対応で明らかとなった課題等に対応するために、国におきまして政府行動計画が全面改定されたことから、島根県におきましても、平成25年に策定しております県の行動計画について見直しを行うこととしたものでございます。

この見直しに当たりましては、政府行動計画のほか、令和6年3月に策定しております県の感染症予防計画との整合性を図ることとしたほか、新型コロナ対応におきまして課題となりました病院の病床ですとか外来、あと保健所の機能のひっ迫などへの対応につきましても盛り込むこととし、これまで改定を進めてきたところでございます。

次に、2ポツの県行動計画の概要につきましては、今回の見直しでは構成を3部に分けておりまして、第1部では計画改定の目的につきまして、平時からの体制づくり、国民生活、社会経済活動への影響軽減、基本的人権の尊重、この3つの目標の実現を目指すこととしております。また、新型コロナ感染症対応におきましては、部局横断的に全庁体制で取り組む必要があることから、各部局におきましても必要に応じこれまでのマニュアルを見直すというような、各部局の役割分担の見直しについて記載しているところでございます。

また、第2部におきましては、政府の計画におきまして、対策の基本的な考え方や様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ、こうしたものにつきまして基本的方針を示しておりますので、県計画におきましても政府の基本方針に準じた内容としております。

第3部におきましては、対策項目の考え方ですとか取組につきまして、対応の時期を発生前の段階である準備期、発生した段階の初動期、封じ込めを念頭に対応します対応期に分けまして、13の項目について取り組むこととしておりまして、その詳細につきましては4ページの別紙1に記載したとおりとしております。4ページのこういった形で、準備期、初動期、対応期に応じまして、13の項目について取り組む内容としております。

次に、3ポツのパブリックコメントの実施結果につきましては、今年2月から3月にかけてパブリックコメントを実施しておりまして、その結果を別紙2のとおり載せております。これは、ワクチン接種への補助ですとか医療関係者の人材育成など4件の御意見をいただいているものでございまして、この御意見につきましては、全て健康福祉部の所

管事業でございましたので、御意見に対する県の考え方につきましては健康福祉部のほうで作成したものとなっております。

最後に、4ポツの策定経過につきましては、昨年10月以降の経過をまとめておりまして、これまでこの資料に記載してる流れで改定を進めてきておりまして、今月中には計画を改定し公表したいと考えております。

防災危機管理課からは以上でございます。

○久城委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

資料6ページを御覧ください。私からは、島根半島震災対策事業について御説明させていただきます。

本定例会におきましては、これまで提案理由説明、答弁などを通じまして、事業の考え方や中国電力に協力を要請した経緯など述べておりますので、本日は各事業項目を中心に御説明させていただきます。また、お手元にA3の資料をお配りしております。こちらにつきましては、本日の説明資料の別紙としてタブレットのほうにも入れさせていただいておりますが、説明のほうは、今タブレットに表示されている資料と紙でお配りしている資料でさせていただきます。

島根半島の震災対策につきましては、能登半島地震を踏まえ、半島部において地震により孤立が発生した場合の救助・救援活動を円滑に行うため、重点的な実施に向けた検討を行うとしており、その後、道路の改良やのり面・落石対策、漁港の修繕などをさらに進めることも重要であるため、重点的な実施に向けて検討を行いまして、島根半島震災対策事業を取りまとめております。

事業費としては、10年間で約103億円、県実負担額は約55億円となる見込みです。これらの対策事業については、自然災害のみならず原子力災害との複合災害時の対応力強化にもつながることから、中国電力に対して実施に係る財政面での協力を要請し、中国電力からは要請に応じ10年間で50億円の協力を行うとの回答をいただいております。

次に、事業としては20項目ございます。順に御説明いたします。資料は7ページの一覧表とA3資料の図を御覧ください。A3資料、紙の資料につきましては、1ページ目に半島の全体図を、2ページ以降は区域を分けた図で主な箇所をお示ししております。

まず、(1)島根半島部の道路ののり面・落石対策等については、能登半島地震においてはのり面崩落、倒木・落石に起因する道路交通途絶によりまして、多数の孤立集落が発生したことを踏まえて実施するものであります。

まず、①、②、道路ののり面・落石対策については、落石に係る道路防災計画により、既に把握してる対策が必要な120か所程度ののり面・落石対策を実施します。また、その箇所の定期点検を毎年度実施するものです。③は、島根半島部の道路に面する高さ1メートル以上ある防護柵・防護網などののり面構造物のうち、定期点検の結果、要対策箇所と判断された箇所の修繕を集中的に実施します。④道路の維持管理は、島根半島部の道路沿いに生えている樹木のうち、倒木のおそれのある危険な木の事前伐採を実施します。箇所数が多いため図には落としておりませんが、①から④までの事業の範囲は、A3資料の1ページ目の赤い枠の範囲内での実施を予定しております。

続いて、⑤島根半島等における交通安全施設更新事業については、能登半島地震においては、老朽化した信号柱の倒壊などによりまして道路の交通障害が発生し、孤立集落の救助・救援に支障が生じたことを踏まえまして実施するもので、松江市橋北エリア及び出雲市の県道161号、斐川出雲大社線以北に設置されております老朽信号柱を更新するものです。

次に、（２）県道及び市道の改良です。A3資料には個別の路線を載せております。国の中央防災会議が示した令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方においては、災害に強い道路ネットワークの構築が求められております。今回の事業については、沿岸居住地区の迅速な救助・救援という視点から、まず、松江市美保関町の⑥市道福浦法田線と、⑦県道七類雲津長浜線の整備については、島根半島東部の北側の沿岸居住地区において孤立が発生した場合、近辺には場外離着陸場適地に乏しいこともございまして、南側から陸路での救助・救援活動などを迅速に行うためには施設の強靱化が必要と考え、市道においては県が代行となりますが、道路の改良を行うものです。

⑧出雲市の県道斐川一畑大社線の整備については、これも近辺に場外離着陸場適地に乏しいこともございまして、猪目から鷺浦間の一部を改良することで沿岸居住地区の迅速な救助・救援などに有効な経路の一つになり得るため、事業を実施するものです。

⑨出雲市の市道多井釜浦塩津線の整備については、島根半島の西、十六島から北側の釜浦間の南北を結ぶ道路でございまして、沿岸居住地区の迅速な救助・救援などに有効な経路の一つになり得るため、県が代行で一部の改良を実施します。

次に、一覧表の8ページでございます。（３）漁港の耐震補強、修繕等についてです。被災地を救助・救援するため、海路での救助・救援活動などが期待される港においても、施設の健全化の確保や耐震強化などが必要とされていることを踏まえまして、個別の漁港や海岸施設の強靱化を実施します。地図でいいますと、半島の東側から順に御説明いたしますけども、⑪松江市美保関町的美保関漁港の岸壁修繕については漁港の岸壁の修繕を、⑫松江市鹿島町の御津漁港のしゅんせつ・防波堤修繕については漁港の防波堤の修繕などを、⑬松江市鹿島町の恵曇漁港の岸壁耐震補強については岸壁の耐震補強を行うものです。⑭松江市鹿島町の恵曇漁港海岸保全施設の長寿命化対策については、恵曇漁港海岸の護岸などを修繕いたしまして、道路の保全と背後地の集落の孤立を防止するものです。⑮出雲市坂浦町の小伊津漁港の防波堤改良については、小伊津漁港の坂浦の防波堤及び護岸のかさ上げを行うものです。⑯出雲市の十六島漁港海岸保全施設の長寿命化対策については、十六島漁港海岸の離岸堤などを修繕し、道路の保全と集落の孤立を防止するものです。

返りまして、⑩漁港施設の修繕としては、その他の漁港の修繕も実施いたします。

なお、A3資料には、個別の事業を実施する漁港については、1ページに二重丸で箇所を示してございまして、⑩として御説明いたしました漁港施設の修繕においてのみ事業を実施する漁港は、3ページに赤丸で箇所を記載しております。

最後に、（４）実動組織受入れなどのための環境整備については、⑰ヘリポートの整備については、地震により島根半島の集落において孤立が発生した場合、空路での迅速な救助・救援活動などや、実動組織受入れのためヘリポートを整備するものです。⑱、⑲活動拠点となる防災拠点の調査・整備については、島根半島で震災が発生した場合、被災地外から実動組織などを受け入れる拠点として運用する施設を想定してございまして、活動拠点

の候補地やその場で必要となる設備などを調査し、整備を行うものです。

最後に、⑩資機材・物流倉庫の整備については、必要な資機材・救援物資などの円滑な運搬に資するよう、主要幹線道路近郊へ資機材・物流倉庫を整備するものです。

こうした事業を実施することで、島根半島の震災対策の強化に取り組んでまいります。

私の説明は以上でございます。

○久城委員長

ありがとうございます。

説明がありましたが、質疑のほうお願いいたします。

尾村委員。

○尾村委員

震災の対策事業ですけど、ちょっとすみません。半島の震災対策事業の、この事業については、私は本会議でも言ったんですけど、震災対策事業は賛成なんですよ。ただ、財源の問題については疑義があると、はっきり言えば反対だと、財源措置については。ちょっと財源の問題で確認しておきたいと思います。昨年、核燃料税の税率の交渉があったと。結果的に核燃料税の税率が17%で落ち着いたと。島根県の側としては税率の引上げを要求したというふうに思います。これは、総務部が担当でしたね、税務課がやってた。だから防災部ではないから、防災部、全部分からんかもしれませんが、基本的には核燃料税、税率、島根県は引き上げてくれと言ったわけですよ。はっきりいって事業者である中国電力は税率の引上げは納得しなかった。島根県のほうとしては、しかしながら核燃料税の税率、お金をもらう中で、原発の安全対策、様々やってるわけだから引き上げてくれということと言ったと思うんですけども、中国電力が税率引上げに納得しないということで、島根県は別な形で、いわゆる原子力関係業務に従事する職員人件費の負担金を要求したと。核燃料税の交渉は、窓口は総務部だったと。そこでは17%で決着ついたわけだから、今度は原子力の防災安全対策の側で防災部に土俵が移って、防災部の側が原子力関係業務に従事する職員人件費の負担金ということで5億円を、結果的に年5億円ということで決着ついたと思いますけど、防災部と中国電力の間で5億円という形になったということで私は理解してますけど、これ合ってますか、合ってませんか。

○久城委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

中国電力による原子力関係業務に係る人件費の負担についての経過ということで御説明させていただきますけども、人件費の負担に、県としては、先ほど委員もおっしゃられたとおりの、原子力防災に係る人件費は、本来国が措置すべきだという考えでございまして、ただ、具体的な対応がなされていないということで、次善の策として、いわゆる原因者でございまして中国電力に対しまして、核燃料税の交渉において、関係4市分も含めた人件費相当額の全額を核燃料税で負担してもらうよう要請しておりました。その要請に対しまして、中国電力からは核燃料税とは別に、国が財政措置を行うまでの当面の間に限って、人件費相当額として年5億円程度負担する旨の回答がありまして合意に至ったものでございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

そうですね。それで、昨年の１月に能登半島の地震が起きて、石川県の半島部でも孤立が起こったり、様々な災害が起こった。県もそうだし、知事も石川県には行かれた。私も当然行ってきた。そういう中で議論もずっと続けてきて、島根半島の状況が石川の半島部ともよく似ているので、対策を取らないといけないということにこれはなった。いわゆる島根半島の防災対策を強化する必要があるということで、去年の１１月にこれはやる方向だということを県は明らかにした。これは合ってますね。去年の１１月にそういう方向を明確にした。じゃあ、あとは財源になってくると。今、提案されている震災対策事業で十分か不十分かということはあるでしょうけれども、必要最低限、この震災対策事業、今、提案されてる内容はやっていけないといけないということで、１１月のところで決断もし、どういう対応が、緊急対応が必要かということで、道路ののり面だ、やれ漁港だ、やれヘリポートだ、ありとあらゆることをやってきて、やるべきこととしては総事業費でいえば１０３億円になった。そして、そこに対して、国からの財政措置なんかも勘案したところで、県の実費負担額は５５億円になった。だから、県としては５５億円、県費が要るんだということになった。この５５億円ということを精査した上で、中国電力に５５億円、これ金がかかるんですよということを言って、中国電力に、これだけの事業をするのに、１０３億円のうち、県は今のところ５５億円金が必要なんですと。中国電力さん、幾ら出してくださいませかいねという交渉を１月にしたということでもいいですか。

○久城委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

島根半島の震災対策に係る中国電力からの協力についての経過ということだと認識しておりますけども、またこれも、昨年の１１月議会において、島根半島の震災対策については実施に向けた検討もしているということ、先ほど私のほうからも述べさせていただきました、委員からもお話があったとおり、その後、道路の改良などのり面対策まとめまして、島根半島震災対策事業として取りまとめて、中国電力に対しては、各事業項目の内容や金額、財源の内訳などを示した上で、今年の１月に協力を要請しております、という経過でございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

そういうことだと思うんですね。

私は考えてるのは、思うのは、基本的に原発の事業というのは国のエネルギー政策で国が推進してるんだと。だから、様々な原子力の安全対策とか防災対策に係る費用というのは、本来的には国が出すべきだというふうに私は思っております。その上で、核燃料税というのは、その原資というのは電気料金だと。だから、中国電力が住民から集めた電気料金をまとめて、核燃料税という形で払うわけですよ。だけど、原資というのは住民の電気料金なわけですよ。これ、間違いないわけです。だから、住民の負担金なんです。だから、中国電力が出してるということになってるんだけど、要は我々が出しているわけ

です、一人一人が。となると、私は何度も言いますが、この島根半島の震災対策事業はやるべきだしやらないといけない。だけど、財源というのは必ず要るんですよ。これは結局、我々住民が出すわけです。私は出すこと、私自身はいいんだけど、だけど、この五十数億円の金っていうのは住民のお金なんですよね。そうなってくるときに、こういう事業をやるんです、この必要性があるんです、住民のそれぞれの負担でやるんですという点でいうと、私はやっぱり住民に対する説明責任と情報提供というのをきちっとやった上で事業というのはまとめていくっていうのが筋じゃないかと思うんですけども、この点、どういうふうにお考えか。

○久城委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

住民の皆様への説明というところでございますけども、今議会で半島震災対策、全体の御説明をさせていただいております。今後、事業をやっていくという段におきましては、当然、予算案について上程をさせていただくことになろうかと思っております。そういったところにおきましては、予算審議などを通じまして議会のほうにはお諮りさせていただきたいと、県議会に対しましては丁寧に説明してまいりたいと考えておりますし、また様々な機会に県民の皆様からの御意見は伺ってまいりたいというふうには考えております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

何度も言いますが、私はこの島根半島震災対策事業は、これは知事も言ったんですよ、中国電力がお金を出そうと出すまいと、この事業をやっていかなきゃならないんだと、こういうふうに答弁したんです。だから、10年間で50億円、中国電力が一応出すという計画にはなってるけども、途中、中国電力は出しませんよということに仮になったとしても、これやっていくんだと。私はこれは筋は通っているというふうに思っております。ただ、私が思うのは、このことによって中国電力と島根県との、いわゆる企業と行政との関係が不適切な関係であってはならないということを私は危惧してるわけです、私が一番危惧してるのは。すなわち、中国電力というのは公益企業であり、企業なんですよ。で、経営方針というのは、原発の推進なんですよ。昨年、島根原発2号機が動いた、そして、今度はプルサーマルをやろうとしてるわけです。そして、島根原発3号機は2030年度までには新規稼働したいって明確に言ってるわけですよ。これは中国電力の考え方ですから、会社の方針だからいいかもしれません。だけど、私が言いたいのは、プルサーマルをやるかどうか、または島根原発3号機を動かすかどうかということについても、やはり県民の理解と合意なきにこれはやってはなりませんよね。または、この間中国電力は、私はつきり言うけど、全国の電力会社の中でナンバーワンの不正をやってますよね、はっきり言って、トラブルやってるわけですよ。そういうことに対する、その安全管理体制に対する住民からの不安があるわけですよ。じゃあ、その中国電力をきちっと安全監視を誰がするのかといたら、これは島根県がせんといけんわけですよ、県が。その県として、電力会社に対して安全協定の精神に基づいて、きちっと安全管理がやられていくのかどうか、これまでもやってきていただいていたと思いますけども、新しく原子力安全監視室ができたわけ

ですから、少し室長さんの考え方を述べていただきたいと思います。

○久城委員長

田中原子力安全監視室長。

○田中原子力安全監視室長

尾村委員から御質問いただいたのは、先ほど中国電力から50億円も協力してもらうことによりまして、安全の監視、我々が行う発電所の運転状況の監視に影響が出ないかという視点で御質問いただいたと思っております。

現在稼働中の島根原発の安全監視を担っております、こと原子力安全監視室、我々が行います業務遂行に限りましては、毅然たる対応に綻びが生じるようなことはあり得ない。まずは、こうお伝えさせていただきたいと思います。

今年の1月に島根原発2号機が営業運転再開したところですが、それを受けまして再稼働後の安全監視体制を強化するために、今年度の組織改正により原子力安全監視室が設置されたところでございます。この監視室におきましては、日々厳正な監視を行うだけでなく、安全協定に基づきまして、異常時の連絡などがありましたら、立入調査、現場に立ち入っての調査ということでございますが、これを適切に対応していくことが、これは運転停止中よりも、運転停止中以上に求められているところでございます。

委員がおっしゃいましたとおり、中国電力は、これまで数々の不適切事案、トラブル、ナンバーワンの不正というふうにおっしゃいましたけども、県民の皆さんの中には、中国電力に対する不信感、あるいは原発に対する不安があることも承知しております。島根原発を運転する中国電力に対しましては、安全を最優先とした上で、ミスやトラブルなど未然防止に努めること、これをやっていただいた上で、仮に、ミス、トラブルが発生した場合には、事案の内容に応じまして速やかに公表して原因究明し、必要な改善、対策を講じるよう、これは既に我々からも申しておりますけども、再発防止対策がしっかりできているか、その内容が妥当であるか、あるいは、トラブルが発生した所属とは別の所属にその対策が展開されているか、協力会社も含めて、こういったことが水平展開の範囲が十分かということも含めまして、これからも適切に指導してまいりたいと思います。毅然とした対応を取ることは、宣言させていただきたいと思います。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

結局ね、その避難計画に実効性があるかないかといったときに、避難計画に実効性があるって言うのは国なんです。それはなぜかといったら、避難計画に実効性がないといたら再稼働できないからなんです。だけど、県は実効性があるなんてのは言っていない。だけど今回の、私はこの半島対策事業をやることは、実効性を高めることには間違いないわけですね。複合災害時の実効性を高める取組であることは間違いないわけですよ。だから、いわゆる自然災害、そして原子力災害が起こったときの実効性を高めることには間違いない。この点では、地域の住民の皆さん、本当にこれは歓迎される事業だと思うんです。ですから、やっぱり私は半島部の皆さん方の様々な不安があると思うので、この事業を進めつつ、計画の、事故時の計画の実効性を高めるという、そういう取組の方向

をきちっと情報の提供もしてほしいし、ここで居住されている皆さんからの不安の声も、県としてもより聞いて、ハードのこの対策部分と、そして住民の声を聞いて、プラスソフトの部分強化していただきたい、このように考えておりますけれども、コメントがあればお願いします。

○久城委員長

河野原子力防災対策室長。

○河野原子力防災対策室長

原子力災害時の避難で、今、委員おっしゃったように不安を抱えておられるという方がいらっしゃるの、我々も県のほうにも要請とかで来られた際に、よくお聴きしております。県としましては、そういった方の不安の声も踏まえまして、訓練とか広報、こういったところを通じて避難計画の実効性の向上に努めてまいりたいと思います。

○久城委員長

よろしいですか。尾村委員。

○尾村委員

はい。

○久城委員長

ほか、よろしいですか。

五百川委員。

○五百川委員

ちょっと確認したいんですけれども、要するに、この島根県が原発をやったということは、基本的に日本のエネルギー政策の中で、今、原発は必要なんだと、確保ができないと、それでやろうと。そんな中で、この前3・11のこともあったから、そういう危険なものをして大丈夫なんですかと。国も原発をやった以上は、できるだけ効率のいい、共存、住民の合意形成ができるところでいろいろ頼んでみようと、そういうことで島根県に来たわけですね、島根県にやってもらえませんか。だから、原発をやりたいと言ってるのは、中国電力じゃなくて国なんです。国が原発をやりたいと言ってる。今のエネルギー政策の中でやりたいと。それで、島根県にやってもらえませんか、こう言うから、島根県は、そりゃあ、やってもらいたいというのは分かるけれども、安全かと。いや、安全ですよ。だけど、そう言っとったけど、3・11が起こったんじゃないかと言ったら、やはりその後いろいろ海外の学者の意見とか、あるいは審査のいろんな考え方、そういうものを総括して、いろいろ研究して、新規制基準というものを設けましたと。この新規制基準の適合審査に合格すれば、政府は自信を持っておりますと、こう言ったわけなんだ。我々もいわゆる防災対策も含めて、一応何か政府が言っておることに対してどうなんですかということで、島根原発2号機のことについて県民に民意を問うたと。そうしたら、いいじゃないかということになったわけですね。けども、政府は100%安全だと言ってるけど、これは自然が相手ですから、何があるか分からない。だから、安全だと思うけど、99.9999%安全だろうけども、100%じゃないから、そこに住む皆さん方に精神的な不安感を与える、負担をかける、そういうことで、政府としては、いわゆる核燃料税、原発交付金、こういうものを配付することによって、申し訳ないですねと、日本人の幸せのために、日本人が文化的な生活をするために、島根県でそのことを進めてもらうということ

は、本当に感謝しますよという意味だけで金を出したと思うんですよ。

今回も、一応17%だかね、結局、国がやってくれとるんだ。中国電力は業者なんだ。業者が島根県と国からそう言われて、中国電力は、国がそう言っとるんだけど、何とかやらせてくださいと。その中で17%というのが決まっていますけども、県がね、いや、この際17%だけでも、もうちょっと出してもいいじゃないかと、こう言ったんだけど、いやまあ、大体自分とことしては、今ぐらいのところで勘弁していただきたいと、こういうことだった。県としても、本当はもっとできるだけ出したくはなかったんだけど、負担したくなかったんだけど、よう分かったと。そのうちに今回はまた能登の問題が出てきたと。ちょうど国のほうが、地震が起こったために、いわゆる原発に関連したいろんな防災経費がかかったと。これに対して、国が考えないのかと、国が今ここに出ているように、今後、震災関係の予算をつけますと言っとるから、島根県としては、私、思うのは、災害の危険性なんてものすごいあるわけですよ。能登半島で起こったあの時に、いろんなことが反省材料として上がったと。そのものについて、国が優先的に、要するに、いろんな面で支援をしますと、そう言っとるから、県としてはそれをやると、そのための負担金が県としては55億円か、こういうことだったんだね。だから、島根県とすれば、55億円を原発のほうに、業者のほうに、出せとは言っていないわけだ、要するに、いくらそれを支援する、助けてくれる気はないのかと。尾村委員の考えだと、どうせそんなもん立て替えとるじゃないかと、後からどうせ電気料金に乘せるわなど。それは分からんわけですよ、案外、原発の料金かもしれない。けども、基本的に業者である以上は、もうけなくちゃいけないからね、そういう可能性が強いかもしれない。ただ、島根県としては、どうせそうだからということは、私は、現時点において、そう議論する話じゃない、将来の問題だと。ただ、島根県とすると、要するにできるだけ、金のないところだけ、国が補助を出す事業については、いや、これは、要するに原発に限らないところだけでも、災害というのは、基本的には国からの支援、いわゆる補助金、補助事業について、私はやるべきだと思っとるわけですよ。県単ではやるべきじゃない。何でもかいうたら、切りがないから。ただ、国がああいうふうなことがあったときに、そのことに重点的にいろんな面で助成しますよと、そういう事業を島根県としては、できるだけ重点的にやったほうが、自己負担も少ないしね、私はそれでいいじゃないかと。そういう面では今回の一連のやり方というのは、私は島根県としては、これでいいんじゃないかと。

ただ、最後のところで、尾村委員が言われるように、最後の50億円のところ、17%のときに、ああいうすごい返事をしたけども、何ばか出す気はないのかと、こう言われて出したと。それに対して、何ばか出せと、出しといたがいいんじゃないのと、こういうふうな島根県の言い方に、要するに中国電力は、じゃあ50億円出しましょうと、1年間に5億円出しましょうと、こう言ったということなんだけど、私はそれから先のことは別に、これがどう変わってくるか分からん。現時点で、とにかくうちが出す、手出しをする金額は少ないにこしたことはないし、災害については、できるだけ国から出る金を使うと、県単の事業はできるだけやめる。そりゃ、金がふんだんにあればやった方がいいですよ。けども、島根県のように財源がもう限られてるところは、まず、国から出るものをつぶさに調査をして、そこからやっていく。私はそうあるべきだと思っているので、今回のことについては、私はやり方としていいと。仮に、知事じゃないけれども、中国電力がだね、

やめたと言ったら、それはそれげにはじめの話としてだわね、当然、103億円の事業は、ちゃんとやらないけんのだから、県としては出すと。こういうことだと私は思っておるんですよ。だから、そういう面では、私は結果的に中国電力が前払いするかどうか分からんよ、けども今の段階で島根県としてはそういう形で、今ある財布の中身の中で、最高の、最上の措置だと、こう思っております。どう思いますか。

○久城委員長

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

ありがとうございます。防災事業の在り方ということだと思っております。原発に絡めて言いますと、島根原発2号機につきましては、2号機の判断のときに、必要性、安全性、あるいは防災対策、様々な面から考慮いたしまして、県の顧問とか様々な意見も参考にしながら、総合的な判断として原発を動かしたわけですが、以降、また新しい事案も加わりますし、特に防災対策については、これで終わりということはございませんので、引き続き実効性を高めていくということが大事です。そういった意味で日々努力をしているということですが、あとにつきまして、震災対策につきまして、震災というか、能登半島地震対策につきましては、御承知のとおり、原発ということに限らずというか、原発云々以前の問題として、ああいう形で非常な被害が出たということで、何とかしなきゃいけないと、まずはソフト対策からやらせていただきました。その上で、いろんな調査をして、今回ハード事業の考え方をお示したところでございます。もちろん、こういった事業は国の制度を使う、有利なものを使いながら極力、県の財政も限りがありますので、やっていくことが重要だと思っております。ただ、今回の対策につきましては、かなり大きな事業を短期的にしなきゃいけないということで、中国電力に協力を要請したということになってございます。もちろん委員がおっしゃいますとおり、やっていくことについては財源の裏づけが必要でございますので、まずはしっかり国からもらう、有利な制度を使っていくことが基本だと思っております。今回につきましてはこういう形になりましたが、引き続きそういう視点で必要な事業はやっていくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

大体いいですけども、基本的に原発をやりたいと言って言ってるのは国なんですよ。中国電力は業者なんだ。今回は、島根県がたまたまそう言って、50億円を、なら出しますわ、それと17%よりもっと出せと言ったら、嫌だと言ったから、島根県としてはこれどうなんだと。

今度は出すと、こう言ったわね。けども、それは、電気代に乗せるのか。中国電力が、もともと発注者だわね、原発をやりたいと、自分はやりたいと思ってるわけじゃないわけですよ、やるのが仕事なんだ。だから、やろうとしてる。発注者に実はそういうふうなことでもやったし、今後いろんな面で、もうちょっと、例えば、利用料金に上乗せするとか、それは、ただ自分のところが仕事をやるだけではなくて、今後の日本のエネルギー政策を考えたときに、それを円滑にやるのが、今回のことが1つの、理念になったとするなら、

今後もそういうふうなことが起こり得ると。だから、いますぐやれとは言わんけども、国にもそういうふうなやはり自覚というもんが必要じゃないですかということを書いて、そのうち時間とともにどっちのほうに向かうかということでもいいんじゃないかと思うんですよ。すみません。

○久城委員長

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

もちろん、委員がおっしゃったとおり、国に対しては、やはり言うことはしっかり書いていくということが大事だと思っております。特に財政支援含めて、しっかりやってくれということは、引き続き言っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○久城委員長

よろしいですか。五百川委員。

○五百川委員

はい。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、防災部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで10分間休憩いたします。午後2時5分から開始しますので、よろしくお願いします。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより地域振興部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

失礼いたします。久城委員長、野津副委員長はじめ委員の皆様方には、平素より地域振興部所管の事項などにつきまして、格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

冒頭、私のほうから2点申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、萩・石見空港の関係でございます。

前回の常任委員会におきまして、東京線の2便運航継続に向けて、年間の有償旅客数が基準を下回ったという場合に、その不足人数に応じまして必要な額を地元と航空事業者が折半の上負担する仕組み、これは従来から設けられているところでございますけれども、今回、航空事業者からの変更の協議の申入れがあったこと、また、それを受けまして、県としてはその申入れを受け入れる方向で、今後、地元と調整を進めていく、そうした旨を

御説明させていただいたところでございます。その後、協議会を構成する関係市町などを含めまして協議を重ねました結果、関係市町あるいは協議会といたしましても、受入れに合意される方向、そういう方向になりましたので、県として変更の申入れを受け入れるということといたしまして、必要な補正予算案を今議会に提出をさせていただいているところでございます。この予算案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと考えておりますが、新しい基準を上回る利用者の実現に向けまして、地元にお住まいの方々、あるいは広く県民の方々に御理解をいただきながら、そして、地元協議会や関係団体の皆様と一体となって、さらなる利用促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、ベトナムチャーター便の関係でございます。

各委員の皆様には、事前に情報提供もさせていただいたところでございますけれども、ベトナム航空との覚書などに基づく国際チャーター便の第3便が、10月18日から22日にかけて運航されるということになったところでございます。詳細につきましては、後ほど報告事項の中で御説明をさせていただきますが、今回は、ホーチミン市を新たな就航先といたしまして計画をいたしております。引き続き、こうしたチャーター便の実績を積み重ねて連続チャーター便につなげていきたいと考えておるところでございます。なお、これらのチャーター便の取組などに関しまして、各種のサポートをこれまでもいただいております、駐日ベトナム社会主義共和国大使館のファム・クアン・ヒエウ特命全権大使に、来月4日に本県にお越しいただくということとなりました。来県に合わせまして、ベトナム経済ですとか、今後の日越関係をテーマとして御講演をいただく予定としておりまして、既に県内企業の方々をはじめとして、多くの方から出席の申込みをいただいているという状況でございます。委員の皆様方におかれましても、大変お忙しい中と思いますが、もし御都合がつくというようなことでありましたら、ぜひ御出席を賜りたくということで御案内をさせていただきます。

本日は、条例案1件、一般事件案1件、予算案2件のほか、報告事項4点について御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました地域振興部に係る議案は、条例案1件、一般事件案1件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第88号議案について、執行部から説明を受けます。

新田市町村課長。

○新田市町村課長

1ページをお願いいたします。

第88号議案、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

はじめに、住民基本台帳の現行制度について御説明させていただきます。

2ページ目に参考を載せてございますが、市町村が保有する本人確認情報については、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットで県や国で所有、共有しておりまして、

住基ネットで利用できる事務や提供できる執行機関は、住民基本台帳法や省令のほか、法令に定めのない事務は住民基本台帳法施行条例により定められています。

これを踏まえまして今回の改正についてですが、1 ページにお戻りいただいて、1、提案理由のとおり、省令が制定されたことに伴いまして、条例で定めている住基ネットを用いた本人確認情報の利用に係る事務のうち、当該省令で規定された事務を削除するものです。

具体的には、2、改正の内容に記載のとおり、就学支援金に相当する額の支援金及び奨学のための給付金に関する事務が省令で規定されたことから、条例で定める事務としては削除するものです。

(1) は、私立の高等学校等において、就学支援金に相当する額の支援金については生徒が学校設置者に、奨学のための給付金については生徒の保護者が学校設置者等に、それぞれ申請するに当たって本人確認情報を利用する際の規定。

(2) は、国公立の高等学校等において、就学支援金に相当する額の支援金については生徒が学校設置者に、奨学のための給付金については生徒の保護者が県教育委員会に、それぞれ申請するに当たって本人確認情報を提供する際の規定で、省令と重複することから削除する必要があるためでございます。

2 ページをお願いします。3、施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

私からの説明は、以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第88号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第88号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、地域振興部資料3ページをお願いいたします。

承認第1号議案、本年3月31日付で専決処分を行いました令和6年度一般会計補正予算について御説明をいたします。

地域振興部の関係は、表に記載のとおり3課の3つの事業でございます。補正額の欄を御覧いただきますと、しまね暮らし推進課では、わくわく島根生活実現支援事業について292万円余、中山間地域・離島振興課では、特定地域振興法に関する事業の推進費について105万円余、市町村課では、衆議院議員選挙及び最高裁裁判官国民審査費について

7, 682万円余を、右の内容欄に記載しております理由による執行実績による減額が生じております。総額で8, 081万1, 000円を減額いたしまして、地域振興部の補正後の予算額は75億2, 669万4, 000円となります。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち、関係分について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、説明をお願いします。

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

資料の4ページをお願いします。

第81号議案、令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、関係分を御説明いたします。

債務負担行為でございますが、表にあります萩・石見空港路線維持事業についての御説明となります。

5ページをお願いします。1の事業概要ですが、萩・石見空港の東京線では2便運航が行われる中、年間の有償旅客数が基準を下回った場合に、その不足に応じた額を地元と航空会社で折半して負担する覚書を県、地元協議会、航空会社の3者で締結しております。このたび、航空会社である全日本空輸株式会社からの申入れを受け、2便運航継続に向け、基準を現行の12万7, 000人を下回った場合から、14万5, 000人を下回った場合に変更し、運航費用の一部を地元市町と協調して支援するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

債務負担行為の設定の内容ですが、2のとおり、期間は後年度の市町への助成の関係により令和7年度から令和9年度までとし、限度額は8, 115万円としております。

その下に参考として、現行からの変更点の表をつけております。表の右側が変更後となり、アンダーラインのある数字のとおり変更となりますが、地元負担の上限額の2億600万円に変更はなく、また、県の最大負担額5, 600万円及び市町の最大負担額1億5, 000万円につきましても変更はありません。なお、表の欄外に記載しておりますとおり、

県は市町負担に対して、市町が発行する過疎債ソフトの元利償還額の実負担の2分の1を助成することとしており、この助成に必要な2,515万円と、先ほどの県の最大負担額の5,600万円を合わせた額が、このたびの債務負担行為の限度額となっております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

第95号議案、令和7年度一般会計補正予算について、関係分を御説明いたします。

表の中ほど、市町村課の人件費で委員報酬につきまして、このたび特別職報酬等審議会の答申を受け、選挙管理委員4名の報酬について増額するものでございます。補正額は5万7,000円でございます。地域振興部の補正後の予算額は63億8,149万8,000円となります。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

私は、萩・石見空港の東京線の2便化は、必要であり、賛成するという立場です。しかしながら、今回の債務負担行為、これは本当によく考えないといけないと思うんで、質疑させていただきたいと思うんです。

それで、いわゆるこの有償旅客数の14万5,000人というこの数字ですね、これは本当に厳しい数字ですよ。だから、今4月、5月、6月、3か月が終わろうとして、来年の3月までのところで14万5,000人でしょ。3か月がほぼ終わりましたよね。令和6年度が13万4,437人という実績、これは令和6年度の実績。令和5年度の実績が12万9,173人。だから、昨年度実績と一昨年度実績だったら債務負担が発生することなわけですね、これ言うまでもないわけですよ。やっぱりこのリスク分担の算定基準の変更によってですね、これちょっと意地悪な質問かもしれませんが、まだ来年の3月までありますよ、だけど今回の変更によって地元負担、すなわち最低でも先に県の負担が来るわけだから、負担が発生すると私は予想せざるを得ませんが、冷厳に見て、現時点の県の認識を伺います。

○久城委員長

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

萩・石見空港東京線の令和6年度の年間の有償旅客数の実績につきましては、御指摘いただきましたとおり13万4,437人でございました。新たな基準であれば、これは年間で14万5,000人を下回る人数のうち、7,000人分が県負担となる。またさらに、それを下回る約3,500人分が市町負担となるという計算になります。こうした状況に陥ることがないように地元と危機感を共有いたしまして、利用促進にしっかりと取り組んでいく必要があると、このように考えております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

現時点でそうだと思うんですね。私は冷厳に見ると、やっぱり厳しく見ると、これは本会議でも言ったんですけども、圏域の人口というのは、増えてるかといったら、減ってるわけですね。これは、圏域だけじゃなくて島根県全体そうなんですけどね、人口は減ってきてる。それから、景気がいいかっていったら、景気は悪いわけですね。だから、企業業績も上がっているかといったら、そう上がってないわけですね。そうすると、その企業の側も、または一般の人たちも、できるだけコストカット考えますから、移動なんかはあまりしませんよね。だから非常に厳しいと思うんです。もっと企業なんかでいったときには、以前は出張なんかがあったかもしれませんが、いいか悪いかは別にして、ITがこのコロナを通じて普及してきて、会議なんかもZ o o mでやれるようになってきた。そうなってくると、どんどんどんどん航空需要というのが縮小していくのは、僕は間違いのないと思うんですね。だから、そういう点を非常に苦慮、心配しているんですよ。県としてはどういうふうにそこを認識されているのか、伺いたいと思います。

○久城委員長

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

萩・石見空港東京線の利用促進を図るには、より人口規模の大きい首都圏等からのインの利用における誘客が、まずは重要だと考えております。個人利用に対する助成や団体旅行の商品造成への支援、旅行先としての地元の魅力の情報発信などにしっかり取り組む必要がございます。例えば、団体旅行の商品造成につきましては、旅行会社へ直接的な働きかけができますので、今後の需要が高まるシーズンを見据え、働きかけの強化を図ってところでございます。また、空港圏域のいずれの市町においても、人口減少が進んでおります。そうした中にありましても、アウトの利用の底上げを図る必要がございますので、地元からの社員旅行や修学旅行も含めて、地元の市町や経済団体などと一層連携し、利用促進を図ってまいりたいと考えております。こうした取組などを通じ、需要の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

イン対策、それからアウト対策、これをしっかり行っていくということと併せて、やっぱり利用に向けた機運の醸成、それから、それは地元をはじめ、ありとあらゆる機運の醸成を図っていくということになるかと思います。私としても、この14万5,000人という、これ数字が今出てきてるわけなんで、これひっくり返すわけにもならない、または、これをうちのまなかつたらもう2便が、うちがっていうのは県のまなかつたら2便の運航ができない。非常に厳しい判断ですのでね、決断ですので、何としてもここがクリアできるように、みんなで頑張っていく必要があるなというふうには理解をいたしております。

あとは、私、意見ですけども、さっきいろんな分野で今、人手不足の話が出てますよ

ね。パイロットさんも足らなくなってきましたよ。これ多分、地域振興部は情報入ってると思いますけど、パイロットの数が減ってきてるわけですよ。となると、航空の、航空便の便数そのものが減ってくるわけですよ、これ間違いなく。だけど、じゃあ、それは我々島根県、どうしようもないわけですから、ただ島根県としては、そういう状況が航空業界であるということも頭に入れながら、引き続き対応をしっかりとやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○久城委員長

ほか、ございますでしょうか。

森山委員。

○森山委員

ありがとうございます。石見空港のことについて、今、尾村委員からも御指摘があったと思いますけども、これ、かなりハードルが高いチャレンジングな目標かなというふうに私も認識していますが、私、萩の山口県議会議員とこの前、意見交換する機会があって、萩・石見空港と言いながら、萩の利用者が基本的には山口宇部空港を使うっていうのが、物理的な距離でいけば石見空港のほうがぎりぎり近いんだけど、高速道路とかのインフラが整っている分、山口宇部空港に出やすいっていうのと、便が多いのでそっちに流れてしまうっていうのがあって、島根の益田圏域というか、西部の皆さん、萩・石見空港を使ってもらおうと努力しておられると思いますけれども、山口県との連携だったりとか、萩地域の住民の皆さんにいかに使ってもらおうかっていうことに対して、島根県がどこまで利用促進という中で、税、交付金をつっ込むのかっていうところは、いろんな意見があるところかと思うんですけども、県境をまたがって、そこのプロモ、進めていくってなかなか難しいところはあると思うんですけども、圏域をなるべく広く捉えて、利用してもらえるところに関しては、大事なところかなと思ってまして、今、現状どんなことをしておられるのかとか、ぜひ聞かせていただきたいなというふうに思っています。あとは、この利用負担、利用促進のための、公金投入と債務負担っていうことが発生し得る可能性があるっていうときに、この投資とリターンっていうか、バランスっていうか、そこら辺はどう考えて、どこまでこう利用促進にお金を突っ込むかっていうところがあるかなっていうふうに個人的に思ってまして、その辺りどういうふうに考えておられるのかっていう、大きくちょっと2点、伺いたいなと思ってます。

○久城委員長

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

2点、いただきましたけれども、最初の山口県側との連携についてですが、これは非常に大切な取組だと私どもも考えております。地元の協議会には、萩市とか阿武町、こういったところも一緒に利用促進に取り組んでいただくということで参画していただいております。まずはそういったところとは、協議会の中でしっかり連携を取らせていただいているところがございます。また、具体的な取組というところでは、例えば団体ツアーなどを造成する際には山口県側も含めた広域でのコースの設定をするということで、やはり広域での魅力的な商品づくりというためには、山口県側との連携は欠かせないと考えております。また、個人の誘客に関しましても、例えば両県の観光施設で利用できるクーポ

ンを航空利用者へ配付するほか、両県をまたいで周遊するモデルコース、これを両県の観光連盟のほうで情報発信していただいている。また、空港と萩市との間では、乗合タクシーなどの運行もしておりまして、また、今年度、萩市の世界遺産登録10周年などもございますので、そういったものを見据えながら、これからもしっかりそうした取組の部分では連携をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目、その投資とリターンという部分につきましては、これはもう本当に利用の促進を図る、これがとにかく必要だと考えておりまして、当然、取組自体にはその効果というものを見極めながら、より効果が出るものに重点を絞って、現在は既定の予算の中で、できるだけ効果が出るように取り組ませていただいております。こうしたことが、結果的には今回御提案させていただいている有償旅客数の部分にも当然影響してくるのではないかと考えておりますので、まずそこに、しっかり効果が出るような取組を進めていくということ、これが今一番求められている状況ではないかと考えております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。1点目は、ぜひ連携をしながら広域的な形で進めていっていただければ。

2点目に関しては、債務負担行為が、結局有償旅客数っていうところが、何が一番この跳ねっ返りがあるのかっていうところの分析みたいなもの多分しておられると思うんですけども、その辺りが何か債務負担行為で払うお金が増えるのであれば、いろんなチャレンジをしてみて、何が一番効き得るのかっていうことをいろんな取組をチャレンジしながらやってみて、効果的なものにさらに突っ込んでいって、最終的にはこう旅客数が増えていくっていうことが、検討していただけるといいのかなと思ったので、ぜひいろいろ挑戦していただければと思います。以上でございます。

○久城委員長

ほか、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

質問は、一括して後ほど受けることといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

そうしますと、資料7ページをお願いいたします。

令和6年度のUターン・Iターン者の状況について御報告いたします。

まず、1の概要でございます。本県では、U・Iターン者を、県外から転入し、県内に5年以上居住する意思のある者と定義づけております。この定義におきましては、各県により異なりますが、本県ではその定義の下、平成27年度から独自に調査を実施しているところです。それを踏まえまして（1）令和6年度のUターン・Iターン者数につきましては、3,502人となりました。対前年度比40人の増となっております。Uターンは3名減の前年並み、Iターンが48名と大きく増となっております。日本人、外国人の内訳につきましては、日本人、外国人とも対前年度20人の増となりまして、日本人はIターンが大きく増加、外国人はU・Iターンともに増となっております。

次に8ページをお願いいたします。（2）U・Iターン者の年度別の推移です。調査開始以降、コロナ禍の令和3年度に3,362人まで落ち込みましたが、それ以降、若干ではございますが、回復傾向にあるところです。全体の傾向としましては、Uターン者約6割、Iターン者約4割の割合でして、青線のところですけども、Uターンにつきましては減少傾向、オレンジ線のIターン者につきましては増加傾向という傾向に変化はございません。

次に、下段の2、年代別のU・Iターン者の状況でございます。（1）のU・Iターン者の年齢構成は、20代、30代、こちらで約半数を占めておりまして、U・Iターン施策を進める上で、このボリュームゾーンの獲得が大きなポイントとなってくると考えます。

次に、9ページの（2）、年代別のU・Iターン者の推移でございます。ここからは、主なターゲット層となります20代、30代を中心としまして、コロナ禍前の令和元年度比で御説明いたします。上段①のUターン者数につきましては、20代は微減となっておりますが、30代はマイナス19%の減と減少幅が大きくなっております。下段のIターン者数につきましては、20代、30代とも増加しており、全体としてUターンは厳しい状況、Iターンのほうは伸びている状況にあります。

次の10ページ、11ページにつきましては、先ほどの年代別のU・Iターンをもう少し細かく見るために男女別に分けたものでございます。こちらの説明は割愛させていただきます。

次に、12ページのほうをお願いいたします。（4）、年代別の転入理由となります。20代、30代の転入理由につきましては、仕事に絡むものをマーカーしてございます。U・Iターンともに、若い世代の転入理由は仕事に絡むものが多く、若年層のU・Iターンにつきましては、なりわい、仕事への支援、こちらのほうがポイントになると考えております。

次に、13ページを御覧ください。3の地域別のU・Iターン者数となります。どこの地域から島根に転入してきたかというデータになります。まず、（1）ですが、本県へのU・Iターン者は、中国地方、西近畿、南関東、この3地域で4分の3の約75%を占めております。この構成につきましては、例年、変化はありませんで、この3地域へのアプローチが重要になってくるものと考えております。

次に、14ページをお願いいたします。（2）は、この主要3地域の年度別の推移となります。上段の中国地方、中段の西近畿地方、こちらについては減少傾向、一番下にあります南関東につきましては、U・Iターンともに増加傾向にあるとでございます。

次に、15ページのほうをお願いいたします。4は、市町村別のU・Iターンの状況になります。こちらにつきましては、それぞれの原因分析等につきましては、現在市町村さんと共に確認作業を行っております。原因分析につきましては、今後の作業となりますが、各市町村と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、16ページをお願いいたします。5は、外国人のUターン・Iターンの状況でございます。（1）の中にあります表のとおり、外国人のU・Iターン者数は348人で、Iターン者が76%を占めております。年代別では、右の円グラフのとおり20代、30代が多く、この世代で約7割以上を占めている状況にございます。（2）、地域別、どこから入ってこられたかということになりますが、約半数の方は直接国外から流入されたということになります。（3）、この市町村別に見てみますと、出雲市が圧倒的に多く、次いで松江市、吉賀町という順になっております。いずれも、民間企業等における従業員関係の増によるものと考えられます。

次に、17ページをお願いいたします。参考としまして、令和6年度の主なUターン・Iターンの施策の数値を掲載しております。まず、（1）ですが、ふるさと定住財団を中心に行っている施策でございます。①の無料職業紹介事業でございますが、こちらにつきましては、移住希望者と県内企業とのマッチングをする事業となります。この事業を通じました就職決定者数につきましては、昨年度348人となりました。この数字につきましては、過去で一番多い数字となります。同様に、新規求職登録者数、相談者件数とも昨年度より増加しておりまして、定住財団による登録促進キャンペーンや企業への求人開拓、こちらのほうの取組の成果が出てきているものと考えております。また、②の産業体験、こちらのほうの数につきましても、一時期落ち込みましたが、前年度より回復傾向にあり、今年度に入ってから、現在のところ、昨年度を上回るペースで増えていると伺っております。また、③の大阪、次のページに飛びまして、18ページの東京、こちらのほうで開催しております移住フェア、こちらにつきましても、昨年度は過去で一番多い2,144名の来場者を数えました。下になります、（2）のわくわく島根生活実現事業でございます。こちらは、東京圏からの移住者への支援金になりますが、こちらの数につきましても毎年度着実に伸びてきているところでございます。

以上、長くなりましたが、令和6年度のU・Iターン者数と、関連する主要施策の状況となっております。

全体としまして、U・Iターン者は40名の増加となりましたが、東京一極集中が再加速していく中、今後も厳しい状況は続くものと考えております。これまでも、定住財団を中心にしまね移住フェアなどの都市部での情報発信から、無料職業紹介などの相談対応、また、島根暮らしを具体的にイメージできる産業体験など、移住・定住の段階と、あとターゲットのニーズに応じた取組を進めてきたところでございます。今後ともこうした取組を適宜見直しを行いながら強化していき、一人でも多くのU・Iターン者が増えていくよう取り組んでまいります。

私からの報告は以上でございます。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

資料１９ページをお願いします。

私からは、一畑電車鉄道事業再構築実施計画について御説明いたします。

一畑電車の支援に当たりましては、補助率の有利な国庫補助制度、具体的には社会資本整備総合交付金の活用を想定しており、その支援を受けるために、一畑電車鉄道事業再構築実施計画を国に申請しておりましたが、昨日、国から認定を受けております。

１の一畑電車に対する支援ですが、支援の考え方として３点ございます。１点目が、インフラ所有権を移転しない上下分離方式により、松江市、出雲市と共に引き続き支援を実施してまいります。また、２点目として、鉄道施設の老朽化対策、それから一畑電車の利便性向上に資する施設整備に対し支援をしてまいります。支援に当たりましては、従来は３分の１の国庫補助制度を活用しておりましたが、今後は２分の１の国庫補助事業も活用して支援することとしております。また、今後１０年間の事業費としまして、約８０億円を想定しておまして、うち、県は約２９億円の負担を想定しております。

２の実施計画の概要ですが、昨年度既に策定しております、主に施設整備の計画である一畑電車支援計画と、主に利用促進の計画であります一畑電車沿線地域公共交通計画に基づき計画を策定しております。計画期間は、今年度から令和１６年度の１０年間としまして、策定主体は、県、松江市、出雲市、それから一畑電車株式会社となります。具体的な施策としまして、安全・安心な運送サービスの提供として、新型車両の導入や、線路、電路の施設整備などを行うこととしており、社会資本整備総合交付金を活用してまいります。また、地域と連携した利用促進、増収施策の推進として、サイクルツアーや電車の体験運転、イベント列車の運行などを行ってまいります。

これら事業実施による効果としまして、令和５年度に１３４万人であった年間輸送人数を、計画最終年度の令和１６年度には１４０万人に増加させてまいります。また、同じく令和５年度に５，７００万円のマイナスとなっていた運行収支を、令和１６年度にはプラス１００万円に改善してまいります。

なお、計画書につきましては、別冊としておりますので、お時間のあるときに目を通していただければと思っております。一畑電車の支援につきましては、引き続き沿線自治体と共に支援してまいります。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

私からは、２項目御報告させていただきます。

まず、１つ目の項目、ベトナム航空による国際チャーター便の運航について御説明いたします。

資料２０ページをお願いいたします。１ポツの概要でございます。令和５年１２月に締結しましたベトナム航空及び株式会社エムエスツーリストとの覚書に基づきますチャーター便の第３便としまして、ホーチミンのタンソンニャット国際空港と出雲縁結び空港を結

ぶ直行便の運航が決定いたしました。これまでの2便は、いずれもベトナム北部のハノイとの間で運航されましたが、今後のさらなるチャーター便の運航に向けて様々な可能性を探るために、このたびベトナム航空からの提案を受けまして、今回のチャーター便は行き先を南部のホーチミンに変更して運航することとしております。日程につきましては、これまでの2便と同様にインバウンド、アウトバウンド双方向のチャーター便として、10月18日と22日にそれぞれ1往復運航されることになっております。両日とも、ホーチミンを2時20分に出発し出雲に9時30分に到着、そして、出雲を11時に出発しホーチミンに14時45分に到着するダイヤとなっております。販売座席数はインバウンド、アウトバウンドともに160席で、既に販売が開始されているという状況です。販売されているツアーの内容につきましては、調整中のところもございますが、インバウンドは松江城や松江水燈路、出雲大社など県東部、石見銀山、アクアス、石見神楽の鑑賞など県西部に加えまして、広島県や岡山県など、近隣県を周遊するツアーが予定されております。アウトバウンドにつきましては、ベトナム南部のホーチミンの観光ツアーに加えまして、中部のダナン、ホイアンの観光ツアーや、カンボジアのアンコールワット見学などの観光ツアーが準備されております。

2ポツのチャーター便運航に向けた県の取組につきましては、インバウンドへの対応につきましては、9月に開催されますベトナム現地での旅行博への出展に向けて準備を進めております。アウトバウンドへの対応としましては、地元情報紙への広告掲載や地元イベントでのチャーター便のPRなどを行って、多くの方に御利用いただけるよう取り組んでまいります。

3ポツの、今回のチャーター便を活用した県の取組としましては、ベトナムでの島根県の知名度を高めて旅行先として関心を持ってもらうように、現地の旅行会社向けのセミナーの開催や、県内建設事業者への外国人材の理解を深めて活用に向けた検討を促すということのために、人材の送り出しや育成に関わる現地関係機関との意見交換や視察などに取り組むこととしております。こうしたチャーター便の実績を積み重ねていくことで、ベトナム便との連続チャーター便の運航につなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の項目、離島航空路（隠岐―出雲線）の運賃改定（離島航空路運賃低廉化）について御説明いたします。

資料21ページをお願いいたします。1ポツの概要でございます。隠岐―出雲線の航空路運賃につきましては、有人国境離島法に基づく国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐地域の住民の方が継続的に居住できるよう、航空路運賃の低廉化を図るものでございます。このたび、日本エアコミューター株式会社、以下、JACと言いますが、この7月から事業者による離島割引運賃を引き上げることとされたため、隠岐4町村と協議を行い、この交付金を増額することで現行の島民負担額を維持することとしております。

2ポツの事業内容に記載しておりますとおり、隠岐―出雲路線を対象としまして、JACによる離島割引運賃を新幹線並みの運賃に引き下げるというものでございます。

3ポツ目のJACによる運賃改定に記載しておりますとおり、今年の4月1日からJALグループ全体が普通運賃を引き上げており、隠岐―出雲線の普通運賃も1万8,040

円から1万9,690円に引き上げられております。離島割引運賃は据え置かれておりましたが、この7月1日から1万1,450円から1万2,500円へと1,050円の引上げが実施されます。

4ポツの影響額の表にありますとおり、③の離島割引運賃の引上げ部分1,050円について、④の有人国境離島の交付金を増額することで、⑤島民の負担額を5,600円のまま維持するということとしております。

参考として記載しておりますが、現在、事業費として7,800万円余となっており、このうち6,000万円余を予算化しております。今回の増額に対応する予算につきましては、今後、補正予算も含めまして、改めて御相談させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

すみません、しまね暮らし推進課でございます。

Uターン・Iターンの状況の説明のところで、1点訂正をお願いさせていただきたいと思います。13ページのところで、地域別のUターン・Iターン者の状況のところにつきまして、3地域、中国地方、西近畿、南関東の3地域で75%という発言をしてしまいましたが、正しくは資料に記載のとおり、7割、71%ということでございます。訂正をお願いします。申し訳ございません。

○久城委員長

説明は終わりましたが、質疑等ございましたらお願いします。

角委員。

○角委員

ありがとうございました。Uターン・Iターンのところですけども、Uターン者数がずっと落ち込んできているというところで、この原因は何かというのも調べていけないわけですけども、これから分析などはされるということでしたが、ただ、この年代層の人口も減ってるわけですから、この人数だけの落ち込みを見るとすごく落ち込んでるようだけど、割合的なところも併せて示してもらわないと、本当にこれがどれだけ落ち込んでいるのかっていうのが分からないので、そういう数字も必要じゃないかなというふうに思います。

ただ、いずれにしても、出ていく人口のほうが多くて入ってくる人口が少ないということとは、これは食い止めていかなきゃいけないところですので、出るところを抑えるのは、今いろいろふるさと教育とか、そういうことで一生懸命若い年代層に取り組まれているところですが、一方で、入ってくる人たちに向けてやっぱり島根での暮らしのよさ、島根に住むことが本当にゆとりがあって、本当に人との触れ合いがあってっていう、言葉ではいろいろ言うけども、それが本当に都会に住む人たちに想像できるような情報提供がもっと必要ではないかなというふうに思います。どうしても若い人たちは、便利さとか所得の高さとか、そういうところに引かれていくわけですけども、それ以上に具体的に想像できるような形でそれ以上、それを上回る島根の暮らしのよさっていうのを示していくことが必要じゃないかなと思っています。

いろいろな取組もされているわけですが、そういうところでやっぱりそれを実感された方も多分たくさんいらっしゃると思うので、そういうことをもっといろんな形で情報発信していただけたらいいのかなと思うんですが、そこら辺の取組とか今後の取組の予定とか、その辺があれば聞かせてください。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

まず、Ｕターン者の減少につきましては、委員御指摘のとおりで、背景としましては少子化による子どもの数がそもそも減っているというのと、あと、一方で、県内就職とか県内進学の促進の取組をしておりますので、相対的に県外にいる子どもの数が減っているというところはあるかと思います。数を追っていくと、そこら辺の影響も出てくるものだと思います。いろいろ分析するに当たって課の中でも、例えばこちらのＵターン者の方の数との方が生まれた年、２０年ぐらいの出生数、こちらで割ってみたり、いろんな数字でちょっと見比べたり、若者回復率とか、そういった指標があるんで、そういったものはいろいろしております。それで、やってみますと、数は減ってるんですが、パーセンテージ的には横ばいといいますか、そういった状況が出ます。ただ、こちらの数字につきましては、そのときの出生数と、それから以後の出入りのところが考慮されていませんが、全体的な人口移動の状況としては確認できるということで、一つの指標かなとは思ってますが、いろんな指標を持ってちょっと判断していかんといけんかなと思ってます。先ほど申し上げたとおりＵターン者数についてはそういう背景の下、数は下がっておりますが、割合としてはそこまで変わってない、横ばいなのかな、そういった意味で、取り戻していくいろんな取組ができるのかなと考えておるところでございます。

２点目の島根のよさを分かっていたいただけるような発信というところでございますが、こちらのほうも毎年、定住財団とともにいろいろ試行錯誤しながらやっておるところですが、これほどいろんな情報源がある中で多くの方に届ける手法というのはやはりちょっと難しいところもあって、そこは十分でないとお指摘があればそのとおりだと思いますが、そこら辺につきましては、ＳＮＳとかいろんなものを駆使してやっていきたいと思ってますし、今年から東京のほうにも移住プランナーというのを新たに置いて、向こうでのイベント等々についても増やしていくこととしております。いろいろ工夫を凝らしながら、まずは知っていただいて、いろんな体験事業のメニュー等もございまして、こちらに来ていただければ島根のよさはしっかりと分かっていたいただけると思いますので、そこら辺の取組を引き続き強化していきたいと考えております。

○久城委員長

よろしいですか。角委員。

ほかございますでしょうか。

成相委員。

○成相委員

２０ページのベトナム航空の国際チャーター便の運航のことですが、これ、見方としては、運航ダイヤは、まずホーチミンを朝２時２０分に出るということですね、早朝の。９時半に着いて、その日のうちの１１時に山陰を飛んで、当日の午後２時４５分にホーチミ

ンに着くと、こういうことですね。そうすると、ベトナムの人たちはホーチミンを2時20分に出て、帰りは14時45分、22日と18日に限ってはですね。日本人が出雲で11時に乗って向こうに行った人は、帰りはないということ。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

このダイヤにつきましては、先ほどおっしゃられたとおりに、まず、ホーチミンの人を連れて18日に2時20分に向こうを出発します。今度は帰りの便の出雲のところで、今度はこちら側の人を連れて出雲から11時に出発します。それで、向こうに何日か滞在していただきまして、今度また向こうを2時20分に出発して、こっちに帰ってきます。それで、こっちに來られてるホーチミンの方を連れて出雲から11時10分に出発して、ホーチミンに帰っていくというようなダイヤになっているということです。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

だけん、18日と22日だけは行ったり来たりするでしょう。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

そういうことです。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

だから、出雲から出た人は18日の11時に乗ったら、帰りはどうする。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

帰りは22日のホーチミンの2時20分に乘っていただくことになります。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

9時30分着っていうのに乗ればいいのか。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

はい。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

分かりました。これ、大体運賃はどれぐらいなんですか。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

商品によって違います。ツアーが幾つか組まれております。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

ここに書いてあった、分かりました、後で見ます。ありがとうございます。

○久城委員長

よろしいですか。成相委員。

○成相委員

分かりました。

○久城委員長

ほかございますでしょうか。

森山委員。

○森山委員

御説明いただきましてありがとうございました。U・Iターンのことに絡めて伺いたいなと思っています。いろいろな施策を展開されて、実績が出てきている部分もあるのかなというふうにデータを見ながら思っておりましたけども、島根県が大きく掲げる社会増減の均衡という中で、このU・Iターン施策、物すごい肝になると思うんですけども、それぞれの出ていく数と入ってくる数の均衡を目指していくということだと思うんですけども、出ていく数をこのぐらいにとどめたいっていうものと、入ってくる数はここを目指したいみたいな、それぞれの何か目標値みたいなものが現状あるのか、何か、まずそれを教えていただいてもいいですか。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

私たち地域振興部のしまね暮らし推進課で定住財団とやる中で、それぞれの事業の目標数値は掲げながらやってはおります。全体の社会増減の均衡でいうと、県全体としての島根創生計画が目標数値になると思いますので、そこに向けていろんな部の取組が総合して創生計画の数値を全体の目標としてやっていくということになるかと思います。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

なるほど、分かりました。その中で、UターンとIターン数というのは社会増に転じていく、入ってくる数を増やすという取組だと思うんですけど、ここに関する目標値っていうのはあるんですか。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

先ほど申し上げたこちらのほうの事業1つずつ、Uターン、Iターンそれぞれ、事業の目標数値は掲げながらはやっております。Uターンにつきましては、出ていく若者を取り戻していくっていうのと、一方で、若者を出ていかせないという取組をやっておりますんで、Uターンにつきましては地域振興部だけといいますか、教育委員会とか雇用のほうなんかとも一緒にやっておりますし、Iターンにつきましては、こちらのほうで目標数値を立ててやってるというところでございます。

○久城委員長

よろしいですか。森山委員。

○森山委員

ありがとうございます。総合的な取組なので、地域振興部だけでこのU・Iターンの数の増減を図っていくというのは、おっしゃられるとおりかなというふうに思ってるんですけど、前々年比と大きな流れのトレンドっていうところは分かりながら、この島根県としてU・Iターン者数をどこまでを目指す、ある意味目標達成と言えるのか、それが、教育委員会の種まきの取組、商工労働部の雇用政策的な取組、子育て支援とか、最終的な情報発信とか、そういった取組を地域振興部で担われていて、総合的な本当の取組だというふうには思うんですけども、ここの目標値を共有しながら、どこを、どのぐらいのボリュームを目指す移住施策を打っていくのかっていうことって結構僕は大事で、どのぐらい予算を突っ込むとある意味リターンが返ってくるのかみたいな、どういう施策を重点的にやるとそこの跳ね返りが強いのかみたいなところって、さっきのU・Iターンの要因分析、転職が多いとか、あの辺にもつながってくると思うんですけども、何かそこら辺の目標値を、これ、地域振興部で決めるというよりは全庁的な問題なのかなというふうに思っているんですけども、定まっていくとそこに対する効果検証というか、島根創生計画にある意味本当に跳ね返ってくる効果検証みたいなものがしていけるのかなというふうに思っています。今の現状の取組を決して否定するわけではないんですけども、すばらしいいろんな取組をしていらっしゃるというのも私も重々承知の上で、何かそういった全庁的な取組にしていっていただきたいなというところがまず大前提として思ったところで、1点目でございます。

ちょっとそれ以外のところで、もう一つ、今後何か需要が増えていきそうなものとして、実際トレンドとして増えてると思うんですけども、五、六十代ぐらいの皆さんの介護を理由とした退職Uターンみたいなものってものすごくこれから増えていく気がして、私の先輩世代もやっぱり親の介護をどうするかっていう中で、やむなく帰ってくるとか、ちょうど帰りたと思ってたタイミングだから帰ってくるみたいなときに、何かそのときに介護をしていくことと、仕事、働きながらやっていくこととみたいなことの、島根で介護をするっていうことがどういうことなのかみたいなことを何か分かりやすく情報発信していただきながら、その層の人たちが安心して帰ってこれるとか、サポート体制ができるみたいなことを何かこう、健康福祉部も絡むと思うんですけども、うまく発信していけると、そういう層の人たちが安心して帰ってこれる環境づくりができるのかなというふうに思ってます。ぜひそういった情報発信は、もしかして既にしてらっしゃるのかもしれないんですけども、御検討をいただきたいなというふうに思っています。以上です。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

ありがとうございました。

U・Iターンにつきましては、先ほど申し上げたとおり全庁でいろんなそれぞれの所管する事業の総合的なところになると思います。県庁の中の横断的な取組としましても、島根を創る人づくりプロジェクトということで、関係各部が集まった定期的な会議をしておりますし、市町村を交えた意見交換とか、島根へ還る若者を増やすチーム会議というものを設けまして、関係部署で定期的にやっておるところです。どこら辺が効果的で、どこら辺に突っ込んでいっていかるところはそれぞれの部局で考えていきますが、先ほど申し上げた仕事のところの情報発信につきましては、無料職業紹介事業が増えとることもありまして、今年度新たに、これまで財団の人のみでの対応でしたけども、自動マッチングのシステムをサイトの中に入れて、機械の中で求める側と企業側のニーズと、それで合ったところの求人者に対して情報を届けるような仕組みを今構築しておるところでございます。それぞれの事業の中で見直しを行いながら、より効果的なものとしていき、総合的に上げていくことを目指していくのかなと思っております。

介護につきましては、今、すみません、この場でちょっとどういう情報発信してるか、どういう事業があるか、ちょっと把握はしておりませんが、また、先ほどみたいな会議を通じまして、いただいた御意見を基に関係各課で協議していきたいと考えております。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関して、皆様から御意見がございましたらお願いします。

絲原委員。

○絲原委員

いろいろ交通問題、取り上げたわけですが、我が地方にはＪＲ木次線が走っているわけですが。先般説明会、ＪＲからあったようでございますが、一般質問でもあったかと思えますけども、その後どういうふうな動きになるのでしょうか。ＪＲ側から何か言ってはきてない。

○久城委員長

嶋田交通対策課管理監。

○嶋田交通対策課管理監

お答え申し上げます。木次線につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、昨年６月、ＪＲ西日本から木次線の出雲横田駅から備後落合駅間に関しまして、地域の移動実態に応じた持続可能な交通体系について地元と相談したい旨の説明を受け、今年４月にＪＲ西日本から説明会を開催されたのに出席いたしまして、直近の利用実態のデータ等の説明を受けたところでございます。現在、状況としましては、沿線自治体や広島県の意見を確認しながら、今後、対応を検討しているところでございます。

ＪＲ西日本から４月に説明を受けた利用状況についてでございますけども、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、依然として厳しい状況であると受け止めておりまして、路

線維持を図るために利用客の増加が重要だと考えているところでございます。このため沿線住民自身による利用はもちろんのこと、県内外から観光誘客等がさらに進むよう沿線自治体、また、木次線の利活用推進協議会と連携しまして、引き続き積極的な利用促進を図ってまいりたいと考えております。

1つ、具体例挙げさせていただきますと、木次線走っております1両の編成の列車が力強くもあり、またノスタルジックでもあり、都市部だとあまり見ることできない貴重な地域資源の一つだと捉えておりまして、新しいPRコンセプトとして打ち出すこととしております。7月5日にロゴのお披露目イベント開催しまして、記念切符の配布ですとか、知事による改札、しまねっこと一緒に列車の見送りなどを行う予定としておりますので、これを機会に多くの方に木次線の魅力を改めて知っていただき、ぜひ乗車していただきたいと考えているところでございます。

○久城委員長

糸原委員。

○糸原委員

利用促進を図るの当然のことだと思いますけれども、今、芸備線でいろいろ協議されとるようなことはまだ多分すぐは来ないと思いますけれども、今後JRのほうからどういうふうな動きがあるか分かんないわけですから、結局こちらからどうこう今仕掛けていくっていう格好はないですね。向こうから何か、ボールはあっちにあるわけですね。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

糸原委員がおっしゃられたとおり、県としての考えは、そのとおりでございます。先ほど管理監が説明しましたように、4月にありました説明会も、JRのほうから、あくまでも利用状況、最新こういったものですよということでデータについて説明がありまして、若干の意見交換はあったようですけれども、先ほど糸原委員がおっしゃっておられるような、芸備線に関連した動きみたいなことについての説明は一切なかったというところでございます。委員がおっしゃられますように、こちらのほうからJR西日本側にどうするということではないと、知事ともそういう話をいたしております。現時点では最新状況を基にそれぞれ関係の自治体で意見交換をして、その都度必要な対応を考えていくということかと考えております。

○久城委員長

よろしいですか。糸原委員。

○糸原委員

分かりました。ありがとうございました。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

今の話なんですけど、普通、考えると、採算が合わなければ経営しているほうはやめるわね。この中で頑張りますって言っても、現実、沿線の人口とか、それから、今あの一帯の例えば車やなんかの利用率とか、それ見ると、そんなに乗車率が増えるとは思えな

いんですよ。ただ、あるときから突然に乗車率が上がったと、採算が合うようになったということなら別けども、そうじゃなければ、要するに採算が合わなかったら、そりゃやめるわなと、切り捨てるもの。その中で、でも、あれを残そうという、そういうその要件、どんなものがあるのか、もうちょっと探してみないと、大体今の環境を考えても、時代を考えても、そんなに増えると思えないんですね。例えばキャンペーンか何かやって、一日、二日は乗るかもしれんけど、だけん、基本的にあそこを残すためにどういうふうな要件を、どういうふうな条件をつけるか、それは考えていかないと、ただ、なし崩し的に最後は消えていくということになる。全国的にもそういう例が多いんじゃないかと思うんですが、その辺りは考えていないんですか。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

五百川委員がおっしゃいました点は、県としても非常に重要な観点と考えております。先ほど例示で申し上げましたイベントは、委員の皆様方のほうには1日のイベントのように聞こえたかもしれませんが、あくまでもそれをキックオフといたしまして、関連したイベントを引き続きやっていくということを考えております。一方で、五百川委員のおっしゃいましたのは、そういうことは当然やっていくとして、さらに広島動きを含めてどのように考えていくか、JRの動きを待って、待ち受けといいますか、そういったことでやるのではなく、常々いろいろ考えておくべきではないかというのはおっしゃるとおりかと思っております。その辺りは意見交換などの場でいろいろ話していくべきことと思っておりますが、現時点、どのようなことを考えているのかという質問があるとするれば、繰り返しになりますけれども、しっかりとまずは、なかなか大変ということは重々に承知しておりますけれども、いろいろな、あと新しい取組を含めて、利用促進にしっかりと取り組んでいきたいというように考えておるところでございます。

○久城委員長

よろしいですか。五百川委員。

○五百川委員

まあ、いいですわ。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

それでは、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様、そのままお待ちください。午前中の成相委員の質問に対して土木部のほうで答弁をいたしますので、少々お待ちください。

それでは、答弁のほうをよろしく願いいたします。

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

それでは、午前中の成相委員からの御質問に対しまして、2点ございました。

まず、1点目です。ツーバイフォー工法、建築基準法上、枠組壁工法というふうに規定

をされておりますが、これにつきまして、まず1点目、行政の確認検査等、そういった行政職員の技術力のスキル、そういったことに問われたことにつきましては、まずは、この枠組壁工法につきましては、建築基準法において構造方法に関する規定が定めておりまして、この基準に基づいて建築することになっております。その上で、検査については建築主事、いわゆる建築基準適合判定資格者が検査をしております。そういったことから、それに基づいて適切に検査がなされているというふうに認識をしております。その上でですが、各工事におきましては、建築基準法において工事監理者を定めることになっております。規模にもよりますが、一級建築士あるいは二級建築士が規模に応じて工事監理をすると、それは施主のほうからそれを依頼をしてやっていただくという規定がございまして、その中で、まずは基準法に基づく施工がなされているかということについて担保がされるという仕組みになっております。それが1点。

次に、一般的な施工技術者についてですが、ツーバイフォーについて詳しい技術者がいるのか、そういったことを把握しているのかという内容でございました。それについては、なかなか県のほうでそういった状況が把握はできておりませんが、全国では一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会など、ツーバイフォーを内容とした技術の普及啓発をやっておられる法人もおられます。そういった方々で様々な技術力向上に向けた展開がなされているというようございしますが、県においてきちっと把握はできておりません。その上で、一定のツーバイフォー工法の需要があるということは認識をしております。県としましても今後そういった技術力向上っていうことの必要性があれば、関係する住宅関係団体等のほうと協議をしながら、必要な普及啓発などを行っていく必要があるというふうに考えております。

続いて、2項目め、公営住宅の入居申込みに係る緊急連絡人についてです。精神障がい等がある方で、公営住宅の入居申込みをしたところ、緊急連絡人がないということで断られたという事例があったということで、改めまして、県営住宅では緊急連絡人の設定を入居の条件としておりません。そのことから、緊急連絡人がないことをもって入居を断るということとはございません。その上で、ただ、緊急時何かしらの対応がやはり必要となりますので、緊急連絡先がある方は申込書に記載をしていただくという手続上の処理はございます、なくても、それは結構ですけども。そういう状況でございます。

ちなみに、出雲市内に限ってそういった断った事例があるかどうかというのを確認をいたしましたら、県営住宅においてはそういったことはないということを、住宅供給公社のほうで管理をしておりますので確認をしております。以上でございます。

○久城委員長

よろしいですか。成相委員。

○成相委員

どうもありがとうございました、早速に。1つは、私が直接聞いてますから、必ず1件は問合せがあったはずです。それで、市のほうにも、福祉の関係にも行かせて、そういう相談をさせておりまして、やっぱり供給公社のほうではそういう通り一遍の、今の課長さんのような説明ではなくて、そういうのを求められっ放しだって困ったんですね。ですから、一つそういうことを現場で、そういうふうな言い方で受付ができるという周知徹底をお願いします。ありがとうございました。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

改めまして、誤解が生じないように、窓口対応については周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○久城委員長

よろしゅうございますか。成相委員。

○成相委員

ありがとうございます。

○久城委員長

では、執行部の皆さん、ありがとうございます。お疲れさまでした。

じゃあ、委員の皆様、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○久城委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに委員長報告について御相談いたします。今回の委員長報告には、特に盛り込むべき事柄があれば御意見をお願いいたします。ないようでしたら、委員長報告につきまして正副委員長に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の実地調査についてであります。

まず、県内調査についてでございます。県内調査の調査先及び行程につきまして、正副委員長案を作成してお示しすることとしておりましたので、事務局から説明させます。

一応タブレットのほうにも出てますが、今ペーパーをお配りします。

○事務局（杉原書記）

では、タブレットもしくはお手元の紙を御覧ください。令和7年度防災地域建設委員会県内調査の実施要領を示しております。

まず、はじめに調査の目的につきまして、本委員会では、激甚化する自然災害に備えた地域防災力の強化についてを調査テーマに設定しまして調査検討を進めておりますが、今後の本委員会の検討に資することを目的としまして、県内における取組状況について調査を実施する予定となっております。

次に、調査日程ですが、8月25日から26日、1泊2日の予定です。調査先及び内容等ですが、1日目は江津市と川本町、2日目は大田市と出雲市での調査としております。

（１）の国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所では、江の川、（２）の県央県土整備事務所では、江の川に流入する矢谷川、それぞれにおける豪雨災害に対する防災インフラの整備状況等について調査する予定です。また、（３）の志学自主防災会では、地域住民の防災意識、避難行動を高める取組等について、（４）の陸上自衛隊出雲駐屯地では、実働組織との広域的な連携体制を確保する取組等について調査をする予定です。

調査の参加者は、本委員会委員、地元選出議員、県執行部及び県議会事務局担当書記の

予定です。

行程につきましては、２枚目、裏面を御覧ください。県内調査行程（案）をお示ししております。まず、移動につきましては、全て貸切りバスで移動を行います。初日に議事堂別館を出発しまして、浜田河川国道事務所、県央県土整備事務所で調査を行い、大田市内で宿泊の予定です。２日目は、志学自主防災会と陸上自衛隊出雲駐屯地で調査を行い、議事堂別館に１５時半頃到着の予定となっております。

事務局からの説明は以上です。

○久城委員長

よろしいですか。

この案について御意見がございましたら、どうですか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただければと思います。

また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣委員については、都合がつく限り委員全員にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、県外調査についてであります。実施日程につきましては、先般、皆様の御都合を伺ったところ、１１月５日の水曜日から１１月７日の金曜日が、最大限、委員の皆様に御参加いただける日程のようです。よって、この日程で県外調査を実施したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

また、調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任いただければ、次回の委員会で調査先及び行程についてお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

お願いします。それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、そのように決定いたします。

本日の予定は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、これをもちまして閉じてよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、これをもちまして防災地域建設委員会を閉会いたします。

